

特定非営利活動法人の手引き

(令和4年12月改訂)



目 次

あ ら ま し	1
1 特定非営利活動促進法	1
2 NPO法人設立の手続き	3
3 NPO法人の義務等	4
4 認定NPO法人制度・条例個別指定制度の概要	5
5 関係行政機関一覧表	8
1. 設立の流れ	9
2. 管理運営の流れ	38
3. 役員変更等の流れ	50
4. 解散の流れ	56
5. 合併の流れ	67
法 令 集	70
特定非営利活動促進法	71
鳥取県特定非営利活動促進法施行条例	101
鳥取県特定非営利活動促進法施行細則	104
組合等登記令（抄）	122
鳥取県非営利公益活動促進条例	126

あ ら ま し

1 特定非営利活動促進法

(1) 法律の目的

近年、福祉、環境、国際協力、まちづくりなど様々な分野において、ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されているところです。

これらの団体の多くは、法人格を持たない任意団体として活動しています。そのため、銀行で口座を開設したり、事務所を借りたり、不動産の登記をしたり、電話を設置するなどの法律行為を行う場合は、団体の名で行うことができず、様々な不都合が生じています。

特定非営利活動促進法（以下、「NPO法」という。）は、これらの団体が法人格を取得する道を開いて、このような不都合を解消すること、並びに運営組織・事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）の認定に係る制度を設けること等により、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

(2) NPO法人と法人格

必ずしもすべての団体に法人格が必要とは限りません。やりたい事業に法人格が必要か否か、必要な場合にはどの法人格を取得することが適切かについて、十分な検討が必要です。様々な法人格が存在する中、団体の目的や活動内容に合わせて、法人格を選択してください。NPO法人格の取得はその選択肢の一つです。

NPO法人格の特徴及び地域運営組織として活用されている主な法人格の比較については、次頁「(4) 法人格による比較表」をご覧ください。

(3) NPO法人になることができる団体

NPO法により法人格を取得することができる団体は、「特定非営利活動（※）」を行うことを主たる目的とし、次の要件を満たす団体です。

1. 営利を目的としないこと（利益を社員で分配しないこと）
2. 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付けないこと
3. 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
4. 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと
5. 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと
6. 暴力団でないこと、暴力団又はその構成員等の統制下にある団体でないこと
7. 10人以上の社員を有すること

※特定非営利活動とは

次に挙げる20分野に該当する活動で、不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます（NPO法第2条第1項別表）。

＜活動分野20項目＞

①保健・医療・福祉	⑪国際協力
②社会教育の推進	⑫男女共同参画社会
③まちづくりの推進	⑬子どもの健全育成
④観光の振興	⑭情報化社会
⑤農山漁村又は中山間地域の振興	⑮科学技術
⑥学術・文化・芸術・スポーツの振興	⑯経済活動の活性化
⑦環境の保全	⑰職業能力開発・雇用
⑧災害救援活動	⑱消費者保護
⑨地域安全活動	⑲他のNPO団体支援
⑩人権擁護又は平和の推進	⑳鳥取県の地域の活力・魅力創造

(4) 法人格による比較表

多様な法人制度がある中、「組織の性格」や「取り組みたい事業」を中心に、どのような法人格を選択するかをよく検討しましょう。

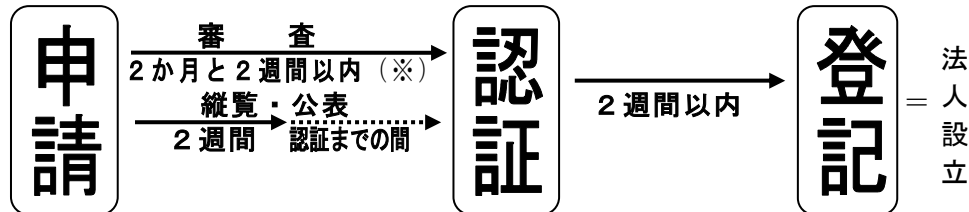
区 分		任意団体 (法人格なし)	特定非営利活動法人 (通称：NPO 法人)	認定特定非営利活動法人 (通称：認定 NPO 法人)	一般社団法人		
					非営利型		営利型
					非営利徹底型	共益目的型	
組 織	根拠法	なし	特定非営利活動促進法		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		
	法人形態	営利／非営利	非営利			営利	
	目的事業	任意	特定非営利活動（NPO 法別表の 20 分野）		目的や事業に制約なし（公益、収益、共益事業等可）	会員共通の利益を図る活動が目的	目的や事業に制約なし（公益、収益、共益事業等可）
	設立方法	任意	所轄庁の認証後、登記して設立	NPO 法人のうち、所轄庁が認定	公証人役場の定款認証（非営利性が徹底した定款）後、登記して設立		公証人役場の定款認証後、登記して設立
	主な設立要件	任意	社員 10 人以上（常時）		社員 2 人以上		
	議決権	任意	1 社員 1 票		1 社員 1 票		
	余剰金の分配	任意	できない				
	所轄庁	なし	都道府県、政令指定都市		なし		
	法定設立費用	無料		定款認証手数料 5 万円 登録免許税 6 万円			
税 制	課税	収益事業から生じた所得に対して課税					全ての所得に対して課税
	みなし寄附	なし	あり	なし	あり	なし	
	寄附金控除	なし	あり	なし			
主な作成義務		なし	・定款等（備置き） ・最新の役員名簿（〃） ・事業報告書 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・財産目録 ・年間役員名簿	左欄に加え、 ・前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ほか	・定款 ・事業報告書 ・損益計算書 ・貸借対照表 ・付属明細書		

2 NPO法人設立の手続き

(1) 設立の手続き

NPO法人を設立するためには、法律で定められた書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受ける必要があります。

設立の認証後、登記をすることにより法人として成立することになります。



(※) 鳥取県では1か月と2週間以内に認証又は不認証の決定を行います。

申請書の添付書類

1. 定款
 2. 役員名簿（各役員の氏名、住所又は居所及び報酬の有無を記載した名簿）
 3. 各役員の就任と宣誓した書面の謄本
 4. 各役員の住所又は居所を証する書面（鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）
 5. 社員のうち10人以上の者の名簿
 6. 宗教活動等を主たる目的とする団体等でないことを確認した書面
 7. 設立趣旨書
 8. 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
 9. 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 10. 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- * 申請書の添付書類のうち1.2.7.9.10は、受理日から2週間縦覧し、認証・不認証の決定までの間、インターネットで公表します（2.については、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除く）。

所轄庁

主たる事務所が所在する都道府県の知事（鳥取県においては東部地域振興事務所長又は中部・西部総合事務所長）が、その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は当該指定都市の長が所轄庁となります。

(2) NPO法人の管理・運営

ア 役員

NPO法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表（※1）し、その過半数（※2）をもって業務を決定します。役員の変更等があった場合は、所轄庁に届け出ることが必要となります。なお、役員は暴力団の構成員等はなれないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています。

（※1）定款をもって、その代表権を制限することができます。

（※2）定款において特別の定めをおくことができます。

イ 総会

NPO法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません。

ウ その他の事業

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができます。その他の事業で利益が生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分し

なければなりません。

エ 事業報告書等

毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書などを作成し、法人の全ての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です。法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法律に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません。

オ 定款変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、下記1.～10.に関する事項について変更を行う場合には所轄庁の認証が必要です。

【定款変更の認証を要する事項】

1. 目的
2. 名称
3. その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
4. 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
5. 社員の資格の得喪に関する事項
6. 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
7. 会議に関する事項
8. その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
9. 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
10. 定款の変更に関する事項

上記1.～10.に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要です。この場合には、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要となります。

カ 解散・合併

NPO法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続きを経て、解散又は別のNPO法人との合併を行うことができます。NPO法人が解散する場合、残余財産は、法律に掲げる者のうち定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には国庫に帰属することとなります。

キ 監督等

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことができます。また、法律に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。

3 NPO法人の義務等

法人格取得後は、NPO法、その他の法令及び定款の定めに従って活動しなければなりません。特に、次の点にはご注意ください。

（１）事業報告書などの情報公開

NPO制度は、自主的な法人運営を尊重し、NPO法人自体の情報をできる限り情報公開することを通じて、市民の選択や監督を受けることを前提とした制度です。そのため、NPO法人は、すべての事務所に事業報告書などの書類を備え置き、社員や利害関係者からの求めに応じて閲覧をさせる義務があります。また、事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書などの書類を所轄庁へ提出する義務があります。提出された書類は、一部の情報を除き書面により閲覧に供するとともに、インターネットを利用して一般に公開します。

【閲覧に供する書類】

1. 事業報告書
2. 貸借対照表
3. 活動計算書（「収支計算書」を使用している法人は、「活動計算書」への切り替えをお願いします）
4. 財産目録
5. 年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名、住所又は居所及び報酬の有無を記載した名簿）
6. 社員のうち10人以上の者の名簿
7. 役員名簿
8. 定款
9. 認証・登記に関する書類の写し

（２）納税

NPO法人は、法人税、法人住民税、法人事業税など様々な納税義務が生じるとともに、税務署等への各種届出が必要となる場合があります。

例えば、法人税については、公益法人等と同様に法人税法に規定された収益事業から生じた所得に対して課税される こととなります。

詳細については、税務署、県税事務所等へご相談ください。

【参考】法人税法上の収益事業は、物品販売業をはじめ下記に掲げられている事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

4 認定NPO法人制度・条例個別指定制度の概要

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、NPO法人のうち一定の基準を満たすものについて認定を行う制度です。

（１）認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリックサポートテスト（※）を含む）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます。

※パブリックサポートテスト・・・法人の公益性の高さを、市民からサポートを受ける度合い（例：寄附金収入額等）により判定するもの

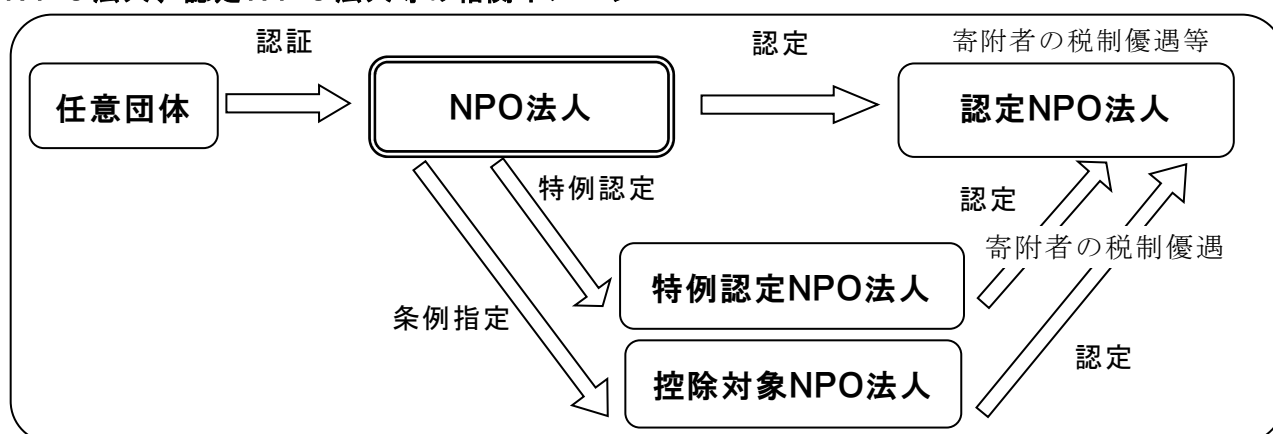
（２）特例認定NPO法人とは

特例認定NPO法人とは、NPO法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内のものをいう。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリックサポートテストは含まれない）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます。

（３）条例個別指定制度とは

認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、住民の福祉の増進に寄与するものとして県や市町村の条例において個別指定された法人への寄附金については、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる制度です。認定NPO法人、特例認定NPO法人と同様、指定されるには一定の基準に適合する必要があります。※条例個別指定を受けたNPO法人を、鳥取県では「控除対象特定非営利活動法人（控除対象NPO法人）」とよびます。

NPO法人、認定NPO法人等の関連イメージ



(4) 認定NPO法人等になることによるメリット

ア 認定NPO法人、特例認定NPO法人のメリット

(ア) 寄附者に対する税制上の措置

a 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

b 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます。

c 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

d 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

(イ) 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定NPO法人は適用されません）。

イ 条例個別指定制度のメリット

(ア) 寄附者に対する税制上の措置

個人が控除対象NPO法人へ寄附をした場合に、原則として寄附金額から2千円（適用下限額）を引いた額の4%が県民税から税額控除されます。（※適用に当たっては、一定の上限があります。）

(イ) パブリックサポートテストの充足

認定NPO法人としての認定を受けるための主要な基準（パブリックサポートテスト）を満たすことになり、認定を受けやすくなります。

(5) 認定等の基準

ア 認定NPO法人、特例認定NPO法人の場合

認定NPO法人等になるためには、次の1.～8.の基準に適合する必要があります。

1. パブリックサポートテスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人は除く）
2. 事業活動において、公益的な活動の占める割合が50%未満であること
3. 運営組織及び経理が適切であること
4. 事業活動の内容が適正であること
5. 情報公開を適切に行っていること
6. 事業報告書等を所轄庁に提出していること
7. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

8. 設立の日から1年を超える期間が経過していること

イ 条例個別指定制度の場合

控除対象NPO法人になるためには、次の1.～8.の基準に適合する必要があります。

1. 県内に事務所を有し、かつ、県内において事業を行っていること
2. 事業内容が適切であるものとして、別に掲げるいずれかに該当すること
3. 広く県民等から支援を受けているものとして、別に掲げるいずれかに該当すること
4. 事業報告書等を所轄庁に提出していること
5. 情報公開を適切に行っていること
6. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
7. 設立の日から1年を超える期間が経過していること

(注) 上記の基準を全て満たしていても欠格事由に該当するNPO法人は、認定等を受けることはできません。

(6) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は、認定等を受けることができません。

ア 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

- (ア) 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (ウ) NPO法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 暴力団の構成員等

イ 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人

ウ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

エ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人

オ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人

カ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(7) 認定等の有効期間等

ア 認定NPO法人、特例認定NPO法人の場合

認定等の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります。

また、特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません）。

イ 条例個別指定制度の場合

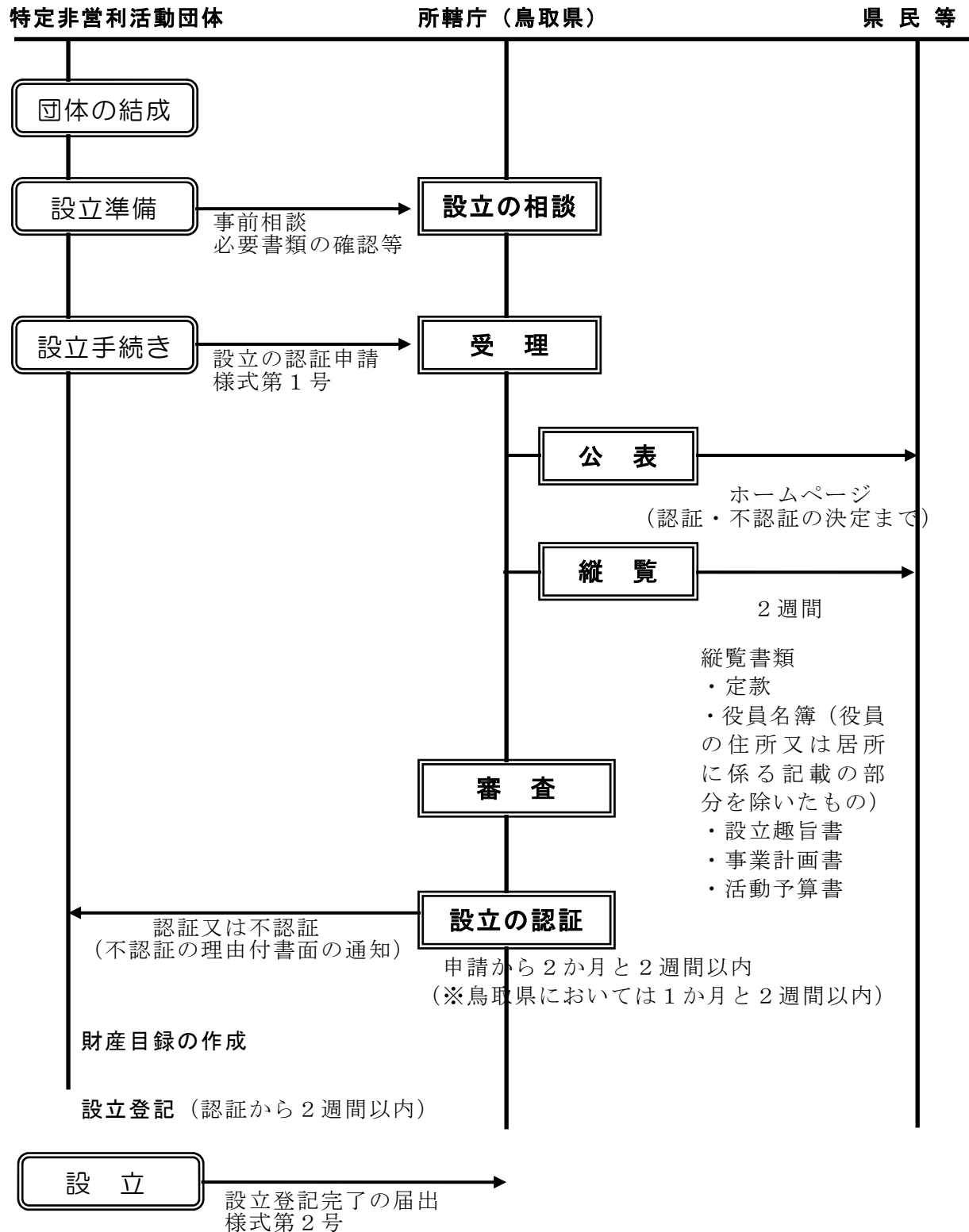
指定の日は、原則として議決日の属する月の翌月の1日とし、指定の有効期間は5年間とします。申出の時期とそれに対応する指定の時期については、次のとおりです。

申出の時期	提案の時期	指定の時期
5月末まで	9月議会	11月1日
8月末まで	12月議会	翌年 1月1日
10月末まで	2月議会	翌年 4月1日
2月末まで	6月議会	8月1日

5 関係行政機関一覧表

区分	行政機関		
	名称	所在地	電話番号
特定非営利活動法人 制度全般	鳥取県地域づくり推進部 県民参画協働課	鳥取市東町一丁目 220	0857-26-7070
特定非営利活動法人 業務窓口	鳥取県		
【東部・八頭地域】	東部地域振興事務所 東部振興課	鳥取市立川町 6 丁目 176 (東部庁舎内)	0857-20-3659
【中部地域】	中部総合事務所県民福祉局 中部振興課	倉吉市東巖城町 2 (中部総合事務所内)	0858-23-3177
【西部・日野地域】	西部総合事務所県民福祉局 西部振興課	米子市糺町一丁目 160 (西部総合事務所内)	0859-31-9694
登記関係	鳥取地方法務局	鳥取市東町二丁目 302	0857-22-2191
	〃 倉吉支局	倉吉市駄経寺町二丁目 15	0858-22-4108
	〃 米子支局	米子市旗ヶ崎二丁目 10-12	0859-22-6161
税金関係 (国税)	鳥取税務署	鳥取市富安二丁目 89-4	0857-22-2141
	倉吉税務署	倉吉市上井 587-1	0858-26-2721
	米子税務署	米子市東町 124-16	0859-32-4121
税金関係 (県税)	鳥取県東部県税事務所	鳥取市立川町六丁目 176 (東部庁舎内)	0857-20-3520
	鳥取県中部県税事務所	倉吉市東巖城町 2 (中部総合事務所内)	0858-23-3102
	鳥取県西部県税事務所	米子市糺町一丁目 160 (西部総合事務所内)	0859-31-9601
税金関係 (市町村税)	各市町村役場		
就業関係	鳥取労働基準監督署	鳥取市富安二丁目 89-4	0857-24-3211
労働保険関係	倉吉労働基準監督署	倉吉市駄経寺町二丁目 15	0858-22-6274
(労災保険)	米子労働基準監督署	米子市東町 124-16	0859-34-2231
労働保険関係	ハローワーク鳥取	鳥取市富安二丁目 89	0857-23-2021
(雇用保険)	〃 倉吉	倉吉市駄経寺町二丁目 15	0858-23-8609
	〃 米子	米子市博労町四丁目 169-1	0859-33-3911
	〃 根雨	日野郡日野町根雨 349-1	0859-72-0065
社会保険関係	鳥取年金事務所	鳥取市扇町 176	0857-27-8311
(健康保険・厚生年 金保険)	倉吉年金事務所	倉吉市山根 619-1	0858-26-5311
	米子年金事務所	米子市西福原二丁目 1-34	0859-34-6111

1. 設立の流れ



提出書類一覧表

* 設立の認証申請

提出書類	部数	参照
※ 設立認証申請書（様式第 1 号）	1 部	P 1 1
1 定款 ＜記入例＞	1 部	P 1 2
2 役員名簿（各役員の氏名、住所又は居所及び報酬の有無を記載した名簿）	1 部	P 2 5
3 各役員の就任承諾書及び誓約書の謄本（コピー）	1 部	P 2 6
4 各役員の住所又は居所を証する書面（住民票等：ただし、鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第 3 条第 3 項の規定の適用を受ける場合を除く。）	1 部	—
5 社員のうち 10 人以上の者の名簿	1 部	P 2 7
6 確認書（宗教活動等を主たる目的とする団体等でないことを確認した書面）	1 部	P 2 8
7 設立趣旨書	1 部	P 2 9
8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（コピー）	1 部	P 3 0
9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	1 部	P 3 2
10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（「収支計算書」を使用している法人は「活動計算書」への切替をお願いします）	1 部	P 3 3

* 登記完了の届出

提出書類	部数	参照
※ 登記完了届出書（様式第 2 号）	1 部	P 3 6
1 登記事項証明書	1 部	—
2 定款	1 部	—
3 財産目録	1 部	—
4 社員名簿の閲覧および公表に係る同意書	1 部	P 3 7

提出書類は基本的に押印不要です（議事録については貴法人の定款の定めによります）。

また提出する謄本（コピー）についても原本証明は不要です。

ただし、法務局への登記手続には、押印のある議事録が必要となる場合があります（代表者を社員総会又は理事会において定めている場合等）。詳しくは鳥取地方法務局へお問合せください。

様式第1号（第2条関係）

特定非営利活動法人設立認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住所又は居所
申請者
氏 名
電話番号

記

- （フリガナ）
- 1 特定非営利活動法人の名称
（フリガナ）
 - 2 代表者の氏名
 - 3 主たる事務所の所在地
 - 4 その他の事務所の所在地
 - 5 定款に記載された目的

添付書類

- 1 定款
- 2 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- 3 各役員が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 4 各役員の住所又は居所を証する書面（鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）
- 5 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 6 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 設立趣旨書
- 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

記載例（特定非営利活動促進法第10条第1項第1号関係）

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、〔①〕に対して、〔②〕に関する事業を行い、〔③〕に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)

(2)：
…

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 〇〇〇〇〇事業

② 〇〇〇〇〇事業

…

(2) その他の事業

① △△△△△事業

② △△△△△事業

この欄における「法」とは、「特定非営利活動促進法」をいう。

＜第1条＞…必要的記載事項（法第11条第1項第2号）

＜第2条＞…必要的記載事項（法第11条第1項第4号）

注 「主たる事務所」と「その他の事務所（＝従たる事務所）」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載する。ただし、記載が必要となるのはそれぞれの事務所所在地の最小行政区画まででよく、それ以下の住所は任意的記載事項である。

＜第3条＞…必要的記載事項（法第11条第1項第1号）

注 特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要がある。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

＜第4条＞…必要的記載事項（法第11条第1項第3号）

注 法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する（複数の種類の選択も可能）。

＜第5条＞…必要的記載事項（法第11条第1項第3号及び第11号）

参考：法第5条

注1 第1項…法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。

注2 「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的

⋮

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

⋮

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

注3 「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

参考 第2項…法第5条第1項

＜第3章＞…社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項(法第11条第1項第5号)

参考：法第2条第2項第1号イ

＜第6条＞

注1 ここでいう「社員」とは、団体の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。

注2 賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。ただし、正会員(社員)以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項。

＜第7条＞

注1 第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる(以下、第11条まで同じ。)。正会員以外については任意的記載事項。

注2 社員(正会員)以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員(正会員)の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。(法第2条第2項第1号イ)

＜第8条＞

注 入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

＜第9条＞

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人
- (2) 監事 ○○人

2 理事のうち、1 人を理事長、【 】人を副理事長とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

注 第 4 号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（第 11 条参照）。

<第 10 条>

注 退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。

<第 11 条>

注 総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第 4 章>…役員に関する事項は必要記載事項（法第 11 条第 1 項第 6 号）

<第 12 条>

注 1 第 1 項…理事の定数は 3 人以上、監事の定数は 1 人以上としなければならない（法第 15 条）。

注 2 「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「○○人以上○○人以下」というように上限と下限を設けることもできる。

注 3 第 2 項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

<第 13 条>

注 1 第 1 項…総会以外で役員を選任することも可能。

注 2 第 3 項…法律上は、理事・監事が 6 人以上の場合に限り、配偶者もしくは 3 親等以内の親族を 1 人だけ役員に加えることができる（法第 21 条）。

参考：第 4 項…法第 19 条

<第 14 条>

注 1 第 1 項…理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- (任期等)

第15条 役員の任期は、【 】年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

がいる場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること。(法第16条)。

注2 第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明記することが望ましい。

注3 第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

参考：第5項…法第18条

注4 監事は代表権を有しない。

<第15条>

注1 第1項…必要的記載事項(法第24条第1項(役員任期は2年以内において定款で定める期間とする。))

注2 第2項…役員の任期が任期満了前であっても、総会と理事会を同日に行い、理事の互選により代表者を選出できる規定。

なお、定款の選任等規定(第13条)で、役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法第24条の規定に基づき、この任期短縮規定及び任期伸長規定を置くことができる。

注3 第3項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできない。

<第16条>

参考：法第22条

<第17条>

注 役員の解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度【 】回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、

<第 18 条>

参考：第 1 項…法第 2 条第 2 項第 1 号
口

注 1 第 1 項…役員が無報酬である場合は規定しておくことで役員報酬規程に代えることができる。

注 2 第 3 項…総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。

<第 5 章>…会議に関する事項は必要
的記載事項（法第 11 条第 1 項第
7 号）

<第 20 条>

参考：法第 14 条の 2 及び法第 14 条の
3

<第 22 条>

注 定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて総会の議決事項（法第 14 条の 5）。

なお、法定の総会議決事項（定款変更、解散及び合併）以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる（第 31 条参照）。

<第 23 条>

注 1 第 1 項…少なくとも年 1 回通常総会を開催する必要がある（法第 14 条の 2）。

参考：第 2 項第 1 号…法第 14 条の 3
第 1 項

注 2 第 2 項第 2 号…社員総数の 5 分の 1 以上を必要とするが、定款をもってこれを増減することは可能（法第 14 条の 3 第 2 項）

<第 24 条>

理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の【 】分の【 】以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名しなければならない。

注 第 3 項…総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日の 5 日前までに行われなければならない(法第 14 条の 4)。

<第 26 条>

注 定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上である(法第 25 条第 2 項)。

<第 27 条>

参考：第 1 項…法第 14 条の 6

注 第 3 項…書面以外に電磁的記録（法規 2）による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる（法第 14 条の 9 第 1 項）。

<第 28 条>

参考：第 1 項及び第 2 項…法第 14 条の 7

注 書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる（法第 14 条の 7 第 3 項）。（電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法。例えば、電子メールなどがこれに該当する（法施行規則第 1 条の 2）。）

参考：第 4 項…法第 14 条の 8

<第 29 条>

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも【 】日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決す

注 第3項…書面以外に電磁的記録（法施行規則第2条）による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる（法第14条の9第1項）

＜第6章＞…会議に関する事項は必要的記載事項（法第11条第1項第7号）

＜第31条＞

注 総会の権能と整合性をとる（第22条参照）。

＜第35条＞

参考：第2項…法第17条

ることができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

＜第 7 章＞…必要的記載事項(法第 11 条第 1 項第 8 号及び第 9 号)

＜第 39 条＞

注 特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

＜第 40 条＞

注 総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

＜第 41 条＞

注 「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

＜第 42 条＞

注 特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない(法第 5 条第 2 項)。

＜第 43 条～第 45 条及び第 48 条＞

注 平成 15 年の法改正により、「予

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年【 】月【 】日に始まり翌年【 】月【 】日に終わる。

（臨機の措置）

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【 】分の【 】以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類そ

算準拠の原則」は削除されている（法第 27 条第 1 号）。現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載を要しない。

<第 47 条>…必要的記載事項（法第 11 条第 1 項第 10 号）

<第 8 章>…定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項（法第 11 条第 1 項第 12 号及び第 13 号）

<第 49 条>

参考：法第 25 条

注 1 定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席した社員の 4 分の 3 以上の議決が必要となる。

注 2 法第 25 条第 3 項に規定する以外の事項は、事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）（第 2 条参照）、役員の定数に関する事項（第 12 条参照）、資産に関する事項（第 7 章参照）、会計に関する事項（第 7 章参照）、事業年度（第 47 条参照）、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項（第 8 章参照）、公告の方法（第 9 章参照）をいう。

の他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項
（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7)

⋮

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の【 】分の【 】以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、【〇〇〇】に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の【 】分の【 】以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

<第50条>

参考：第1項…法第31条第1項

第1号…法第31条第1項第1号

第2号…法第31条第1項第3号

第3号…法第31条第1項第4号

第4号…法第31条第1項第5号

第5号…法第31条第1項第6号

第6号…法第31条第1項第7号

第7号以下…法第31条第1項第2号（定款で定めた解散事由の発生）

注 第2項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾が必要となる（法第31条の2）。

参考：第3項…法第31条第2項

<第51条>

参考：法第11条第3項、法第32条

注1 【〇〇〇】に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない（法第11条第3項）。

注2 帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなる（法第32条第2項及び第3項）。

<第52条>

注：定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要（法第34条）。

<第9章>…必要的記載事項（法第11条第1項第14号）

<第53条>

注1 公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページ

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 〇〇〇円

を選択して記載することが考えられる。

注 2 官報以外の公告方法を選択した場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。

①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法第 31 条の 10 第 4 項）

②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法第 31 条の 12 第 4 項）

※掲載方法別の記載例は別紙参照

<附則>

注 1 設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注 2 第 2 項…必要的記載事項（法第 11 条第 2 項）

役員名簿の記載内容と一致させる。

注 3 第 3 項…至年月日は、成立の日から 2 年を超えてはならない。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の 2～3 ヶ月後にずらしておく、法人運営に支障をきたすおそれが少ない（第 15 条注 2 参照）。

注 4 第 6 項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

(2) 正会員会費 □□□円（1年間分）
 賛助会員入会金 △△△円
 賛助会員会費 ▽▽▽円（1年間分）

(別紙) 公告方法別の記載例

公告方法	掲載期間	記載例
第 1 号 (官報)	1 回 (年度毎)	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
第 2 号 (日刊新聞紙)	1 回 (年度毎)	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第 3 号 (電子公告)	5 年間	【記載例 1：法人のホームページを選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
		【記載例 2：内閣府 N P O 法人ポータルサイトを選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。
		【記載例 3：事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第 4 号 (主たる事務所の公衆の見やすい場所)	1 年間	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(注 1) 以下のように定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、
①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法第 31 条の 10 第 4 項）及び
②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法第 31 条の 12 第 4 項）については、定款で選択した方法とは別途、官報に掲載して行う必要があります。

【記載例】

第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

(注 2) 以下のように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、下線部を「又は」とするような選択的な方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定的に理解できないため相応しくありません。

【記載例】

第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(様式例)

役 員 名 簿

(特定非営利活動法人の名称)

役 名	氏 ^(フリガナ) 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無

(備考)

- 1 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」の欄には、鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。

(様式例)

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

就 任 承 諾 書 及 び 誓 約 書

住所又は居所
氏名

私は、（特定非営利活動法人の名称）の理事（又は監事）に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓います。

(備考)

- 1 「住所又は居所」の欄には、鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載する。
- 2 本書については、謄本（コピー）を提出する。

※法第20条の規定

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・刑法第204条〔傷害〕、第206条〔傷害及び傷害致死の現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕若しくは第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

※法第21条の規定

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

（理事・監事が6人以上の場合に限り、それぞれの役員について、配偶者若しくは三親等以内の親族を1人だけ役員に含めることができる。）

(様式例)

社員のうち10人以上の者の名簿

(特定非営利活動法人の名称)

氏 名	住 所 又 は 居 所

(備考)

- 1 法人等が社員となる場合は、団体名と併せて代表者氏名を記載する。
- 2 10人以上であれば社員全員を記載する必要はない。

(様式例)

確 認 書

(特定非営利活動法人の名称) は、特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び同法第 1 2 条第 1 項第 3 号に該当することを、○年○月○日に開催された設立総会において確認しました。

年 月 日

(特定非営利活動法人の名称)

設立(代表)者 住所又は居所
氏名

※法第 2 条第 2 項第 2 号

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職(公職選挙法第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

※法第 12 条第 1 項第 3 号

当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)
- ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)
若しくは暴力団の構成員でなくなって日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体

(様式例)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

- ・定款に定められている目的や事業に係る社会経済情勢やその問題点
- ・法人の行う事業が不特定かつ多数のものの利益に寄与する理由
- ・法人格が必要となった理由

等

2 申請に至るまでの経過

- ・法人の設立を発起し、申請するに至った動機や経緯
(活動実績がある場合は、これまで取り組んできた具体的活動内容)

等

年 月 日

(特定非営利活動法人の名称)

設立(代表)者 氏名

(様式例)

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇設立総会議事録

- 1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで
- 2 場 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
- 3 出席者数 〇〇名（うち表決委任者〇〇名、書面表決者〇〇名） ※正会員総数〇〇名
- 4 審議事項
 - 第1号議案 設立趣旨書に関する件
 - 第2号議案 定款に関する件
 - 第3号議案 設立当初の入会金及び会費に関する件
 - 第4号議案 設立初年度及び翌年度の事業計画書及び活動予算書に関する件
 - 第5号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することの確認に関する件
 - 第6号議案 役員の選任に関する件
 - 第7号議案 事務所の決定に関する件
 - 第8号議案 設立代表者選任に関する件
- 5 議事の経過の概要及び議決の結果

議長に、〇〇〇〇が満場一致で選任され、下記議案について審議した。

 - 第1号議案 設立趣旨書に関する件

議長より、別紙設立趣旨書により特定非営利活動法人〇〇〇〇〇を設立したい旨諮ったところ、全員異議なく承認可決された。
 - 第2号議案 定款に関する件

議長より、別紙定款案を配布し、審議の結果、全員異議なく原案のとおり承認可決された。
 - 第3号議案 設立当初の入会金及び会費に関する件

議長より、設立当初の入会金及び会費について諮り、審議の結果、全員異議なく原案のとおり承認可決された。
 - 第4号議案 設立初年度及び翌年度の事業計画書及び活動予算書に関する件

議長より、設立初年度及び翌年度の事業計画書及び活動予算書を配布し、審議の結果、全員異議なく原案のとおり承認可決された。
 - 第5号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することの確認に関する件

議長より、当団体が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当する団体であることについて確認を求めたところ、全員異議なく承認可決され、本総会に

において確認された。

第6号議案 役員の選任に関する件

議長より、設立当初の役員の選任について諮り、審議の結果、全員異議なく次のとおり承認可決された。

理事 ○○○○ ○○○○ ○○○○
監事 ○○○○

また、理事のうち理事長を○○○○、副理事長を○○○○とすることについても、全員異議なく承認可決された。

第7号議案 事務所の決定に関する件

議長より、当法人の事務所について諮り、審議の結果、全員異議なく原案のとおり承認可決された。

第8号議案 設立代表者選任に関する件

議長より、設立代表者の選任について諮り、審議の結果、○○○○を設立代表者とすることで全員異議なく承認可決された。

また、議長より、設立認証の申請書類の提出に当たり、申請書類について原案の骨子に変更のない程度の字句や軽微な事項の修正については、設立代表者に一任することを諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

6 議事録署名人の選任に関する事項

議長より、議事録署名人について○○○○と○○○○の2名を選任することを諮ったところ、全員異議なく承認された。

以上をもって議事を全て終了し、〇〇時〇〇分に閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

議 長
議事録署名人
同

- 1 3 には、書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記する。
- 2 本書については、の謄本（コピー）を提出する。

(様式例)

年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込み額 (千円)

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 の(1)については、事業毎に事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込み額をそれぞれ記載する。
- 4 2 の(1)のうち、「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 2 の(2)については事業毎に事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込み額をそれぞれ記載する。定款上「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。

(様式例)

〇〇年度 活動予算書
法人設立の日〔××年×月×日〕から××年×月×日まで

(特定非営利活動法人の名称)

(単位：円)

科目		金額		
I	経常収益			
1.	受取会費 正会員受取会費	××× ××× ×××	×××	
2.	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	××× ××× ×××	×××	
3.	受取助成金等 受取民間助成金	××× ×××	×××	
4.	事業収益 〇〇事業収益		×××	
5.	その他収益 受取利息 雑収益	××× ××× ×××	×××	
	経常収益計			×××
II	経常費用			
1.	事業費			
(1)	人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	××× ××× ××× ××× ×××		
(2)	人件費計 その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 支払利息	××× ××× ××× ××× ××× ××× ×××		
	事業費計		×××	
2.	管理費			
(1)	人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	××× ××× ××× ××× ××× ×××		
(2)	人件費計 その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息	××× ××× ××× ××× ××× ×××		
	管理費計		×××	
	経常費用計			×××
	当期経常増減額			×××
III	経常外収益			
1.	固定資産売却益		×××	
	経常外収益計		×××	
IV	経常外費用			
1.	過年度損益修正損		×××	
	経常外費用計		×××	
	当期正味財産増減額			×××
	前期繰越正味財産額			×××
	次期繰越正味財産額			×××

※今年度はその他の事業を実施していません。

その他の事業を定款で掲
げていない法人はこの脚
注は不要。

(様式例：定款にその他の事業が掲げられている場合)

〇〇年度 活動予算書
法人設立の日〔××年×月×日〕から××年×月×日まで

(特定非営利活動法人の名称)

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費	××× ×××		××× ×××
2. 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	××× ××× ×××		××× ××× ×××
3. 受取助成金等 受取民間助成金	××× ×××		××× ×××
4. 事業収益 〇〇事業収益 △△事業収益	×××	×××	××× ×××
5. その他収益 受取利息 雑収益	××× ××× ×××		××× ××× ×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	××× ××× ××× ××× ×××	××× ××× ×××	××× ××× ××× ××× ×××
(2) 人件費計 その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 支払利息	××× ××× ××× ××× ××× ×××	×××	××× ××× ××× ××× ×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	××× ××× ××× ××× ×××		××× ××× ××× ××× ×××
(2) 人件費計 その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息	××× ××× ××× ××× ×××		××× ××× ××× ××× ×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	××× ×××		××× ×××
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する。

次期事業年度活動計算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

その他の事業を実施していない場合は、「その他の事業」欄の数字をすべてゼロとする。

(様式例)

年 月 日

職 氏 名 様

(申請者の住所若しくは居所
又は特定非営利活動法人の名称)
申請者名又は代表者名
電話番号

補正書

年 月 日に申請した〔 補正する書類の種類 〕について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

補正後	補正前
○行目 ○○○○○	○行目 △△△△△

2 補正の理由

(備考)

- 〔補正する書類の種類〕には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。
- 1には、補正後の書類を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類1部を添付すること。
 - ①定款
 - ②役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - ③設立趣旨書又は合併趣旨書
 - ④設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書
 - ⑤設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書
 - ⑥法第26条第2項の規定により添付する事業報告書等

様式第2号（第4条関係）

特定非営利活動法人設立（合併）登記完了届出書

職 氏 名 様

設立（合併）の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（第39条第2項において準用する同法）第13条第2項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
代表者の氏名
電話番号

添付書類

- 1 登記事項証明書
- 2 定款
- 3 財産目録

(様式)

社員名簿の閲覧及び公表に係る同意書

鳥取県知事 ○○○○ 様

特定非営利活動促進法第30条及び鳥取県特定非営利活動促進法施行細則第7条第2項及び第4項の規定に基づき、社員名簿のうち社員の氏名を閲覧に供し、及び公表することについては下記のとおりです。

年 月 日

住 所
法人の名称
代表者の氏名

記

- 1 同意します
- 2 同意しません

・ 同意しない理由

不同意に係る「特段の理由」とは…

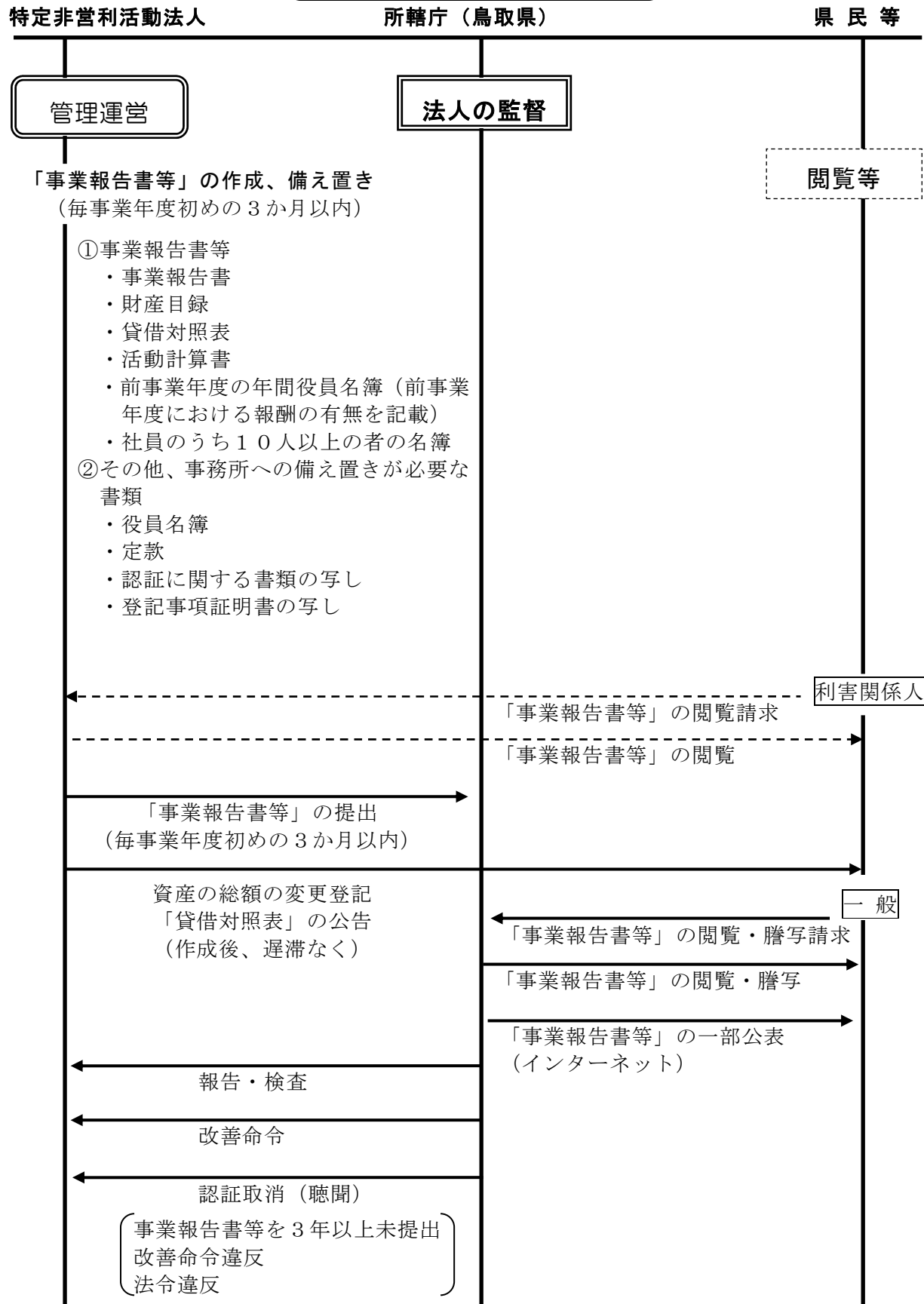
【例】閲覧又は公表により

- ・ 第三者が暴力沙汰に巻き込まれるなどの急迫した危険が生じる可能性がある

注

1 または 2 のいずれかに○をし、2を選択した場合はその理由を併せて記載する。

2. 管理運営の流れ



提出書類一覧表

※事業報告書等

提出書類	部数	参照
※ 事業報告書等提出書（様式第5号の3）	1部	P 4 1
1 事業報告書	1部	P 4 2
2 活動計算書（「収支計算書」を使用している法人は「活動計算書」への切替をお願いします※）	1部	P 4 3
3 貸借対照表	1部	P 4 5
※ 計算書類の注記	1部	P 4 6
4 財産目録	1部	P 4 8
5 前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）	1部	P 4 9
6 社員のうち10人以上の者の名簿	1部	P 2 7

※改正NPO法施行に伴う「活動計算書」への切り替え

従来の「収支計算書」は、法の経過措置として提出可能とされていますが、「活動計算書」へ切り替えることが求められています。

NPO法人会計基準

情報公開の重要な部分を占めるNPO法人の会計報告について、統一したルールを作成し、NPO法人の信頼性の向上につなげることを目的に、NPO法人会計基準協議会から「NPO法人会計基準」が公表されています。基準を適用するかどうかは強制ではありませんが、所轄庁を通して一般市民に情報公開する際の会計報告書類作成のための基準としてご活用ください。なお、どの会計基準を採用した場合でも、「注記」で採用した会計基準を明記してください。

（参考）

みんなで使おう！NPO法人会計基準

URL：http://www.npokaikeikijun.jp/



事業報告書提出前チェックリスト

事業報告書を提出する前に、以下の項目について再度確認をお願いします。

チェック後は、事業報告書と一緒にご提出ください。

事業年度	年度	提出年月日	年 月 日
法人名	特定非営利活動法人・NPO 法人		
担当者名		電話番号	
メールアドレス	@		

※書類の内容等について、後日ご連絡させていただくことがあります。

	提出書類	チェック欄
1	事業報告書等提出書（様式第5号の3）	
2	事業報告書	
	「定款の事業名」は定款と一致していますか	
	「事業内容」は具体的に記載されていますか	
	事業費の金額の合計は、活動計算書の事業費、計算書類の注記と一致しますか	
	「その他の事業」がある場合、その事業について記載されていますか	
3	活動計算書	
	各項目の合計金額は正しく記載されていますか	
	「前期繰越正味財産額」が、前期の活動計算書の「次期繰越正味財産額」と一致しますか	
	「次期繰越正味財産額」が、貸借対照表の「正味財産合計」と一致しますか	
	「次期繰越正味財産額」が、財産目録の「正味財産合計」と一致しますか	
	「その他の事業」がある場合、その事業について記載されていますか （「その他の事業」があるものの実施していない場合は「脚注に今年度はその他事業の実施なし」と記載してください。）	
4	貸借対照表	
	「資産合計」が、「負債及び正味財産合計」と一致しますか	
	「前期繰越正味財産」が、前期の貸借対照表の「正味財産合計」と一致しますか	
	「資産合計」、「負債合計」、「正味財産合計」が、財産目録と一致しますか	
5	計算書類の注記 ※作成している場合	
	どの会計基準に基づいて作成したか記載されていますか	
6	財産目録	
	「資産合計」が「負債合計」と「正味財産」の合計額と一致していますか	
7	前事業年度の年間役員名簿	
	事業年度中に在席したすべての役員が記載されていますか	
	「就任期間」は正しく記載されていますか（「任期」ではなく、事業年度中に役員として在席した期間となっていますか）	

様式第 5 号の 3（第 7 条関係）

特定非営利活動法人事業報告書等提出書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法（第 6 2 条において準用する同法第 5 2 条第 1 項により読み替えて適用する同法）第 2 9 条の規定により、下記の書類を提出します。

年 月 日

郵便番号

住 所

提出者 名 称

代表者の氏名

電話番号

記

提出書類

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の財産目録
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の活動計算書
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

注

- 1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書の中でその他の事業を区分して表示し、その他の事業を行っていない場合には、脚注にその旨を記載し、又はその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載すること。
- 2 5 に掲げる書類には、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載すること。
- 3 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところにより、それぞれの都道府県知事に提出すること。

(様式例)

年度事業報告書

年 月 日から 年 月 日まで

(特定非営利活動法人の名称)

1 事業の成果

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額 (千円)

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	支出額 (千円)

(備考)

- 2の(1)については、事業毎に事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに支出額をそれぞれ記載する。
- 2の(1)のうち、「受益対象者の範囲及び人数」の欄には、具体的な受益対象者及び人数を記載する。
- 2の(2)については、事業毎に事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数及び支出額をそれぞれ記載する。
- 2の(2)については、定款上「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、当該事業年度に実施しなかった場合も「実施しなかった」旨を記載する。

(様式例)

〇〇年度 活動計算書
××年×月×日から××年×月×日まで

(特定非営利活動法人の名称)

(単位：円)

科目		金額		
I	経常収益			
1.	受取会費 正会員受取会費	××× ××× ×××	×××	
2.	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	××× ××× ×××	×××	
3.	受取助成金等 受取民間助成金	××× ×××	×××	
4.	事業収益 〇〇事業収益		×××	
5.	その他収益 受取利息 雑収益	××× ××× ×××	×××	
	経常収益計			×××
II	経常費用			
1.	事業費			
(1)	人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	××× ××× ××× ××× ×××		
(2)	人件費計 その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 支払利息	××× ××× ××× ××× ××× ××× ×××		
	事業費計		×××	
2.	管理費			
(1)	人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	××× ××× ××× ××× ××× ×××		
(2)	人件費計 その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息	××× ××× ××× ××× ××× ×××		
	管理費計		×××	
	経常費用計			×××
	当期経常増減額			×××
III	経常外収益			
1.	固定資産売却益		×××	
	経常外収益計		×××	
IV	経常外費用			
1.	過年度損益修正損		×××	
	経常外費用計		×××	
	税引前当期正味財産増減額			×××
	法人税、住民税及び事業税			×××
	当期正味財産増減額			×××
	前期繰越正味財産額			×××
	次期繰越正味財産額			×××

(様式例：定款にその他の事業が掲げられている場合)

〇〇年度 活動計算書
××年×月×日から××年×月×日まで

(特定非営利活動法人の名称)
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費	××× ×××		××× ×××
2. 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	××× ××× ×××		××× ××× ×××
3. 受取助成金等 受取民間助成金	××× ×××		××× ×××
4. 事業収益 〇〇事業収益 △△事業収益	×××	×××	××× ×××
5. その他収益 受取利息 雑収益	××× ××× ×××		××× ××× ×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	××× ××× ××× ××× ×××	××× ××× ×××	××× ××× ××× ××× ×××
(2) 人件費計 その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 支払利息	××× ××× ××× ××× ××× ×××	××× ×××	××× ××× ××× ××× ×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	××× ××× ××× ××× ×××		××× ××× ××× ××× ×××
(2) 人件費計 その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息	××× ××× ××× ××× ×××		××× ××× ××× ××× ×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期計上増減額	×××	×××	×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	××× ×××		××× ×××
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	××× ×××		××× ×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する。

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

貸借対照表を別業表示しないこととする場合には、正味財産額の内訳は表示されない。

その他の事業を実施していない場合は、「その他の事業」欄の数字をすべてゼロとする。

(様式例)

〇〇年度 貸借対照表
年 月 日現在

(特定非営利活動法人の名称)
(単位：円)

科 目		金 額		
I	資産の部			
1.	流動資産			
	現金預金	× × ×		
	未収金	× × ×		
		× × ×		
	流動資産合計		× × ×	
2.	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	車両運搬具	× × ×		
	什器備品	× × ×		
		× × ×		
	有形固定資産計	× × ×		
(2)	無形固定資産	× × ×		
	ソフトウェア	× × ×		
		× × ×		
	無形固定資産計	× × ×		
(3)	投資その他の資産	× × ×		
	敷金	× × ×		
	〇〇特定資産	× × ×		
		× × ×		
	投資その他の資産計	× × ×		
	固定資産合計		× × ×	
	資産合計	「負債及び正味財産合計」と金額が一致することを確認する		
II	負債の部			
1.	流動負債			
	未払金	× × ×		
	前受助成金	× × ×		
		× × ×		
	流動負債合計		× × ×	
2.	固定負債			
	長期借入金	× × ×		
	退職給付引当金	× × ×		
		× × ×		
	固定負債合計		× × ×	
	負債合計			× × ×
III	正味財産の部			
	前期繰越正味財産		× × ×	
	当期正味財産増減額		× × ×	
	正味財産合計			× × ×
	負債及び正味財産合計			× × ×
		「資産合計」と金額が一致することを確認する		

(様式例・記載例)

計算書類の注記

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。該当事項がない場合は記載不要です。
 なお、認定 NPO 法人においては、会費の計上方法、ボランティア等を計上する場合の金額換算方法、
 用途等が制約された寄附金等の内容・使用状況、関連当事者間取引、事業費と管理費の按分方法、現物
 寄附の評価方法について、詳細に記載されることが望めます。

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2011年11月20日 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

.....

どの会計基準に基づいて作成したか記載する

(2) 固定資産の減価償却の方法

.....

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上
 しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

・○○引当金

.....

(4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(5) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として
 注記しています。

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である
 「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都
 度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらに
 よっているかを記載する

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 会計方針の変更

3. 事業別損益の状況

事業費のみの内訳を表示することも可能。事業を区分して
 いない法人については記載不要

(単位：円)

科 目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合 計
I 経常収益							
1. 受取会費						×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5. その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)		
内 容	金 額	算定方法
〇〇体育館の 無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によっ ています。

合理的な算定方法を記載する（活動計算書に計上する
場合は客観的な算定方法）

5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位：円)		
内 容	金 額	算定方法
〇〇事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によっ て算定しています。

合理的な算定方法を記載する（活動計算書に計上する
場合は客観的な算定方法）

6. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下のとおりです。
当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位：円)					
内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
〇〇地震被災者 援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成 ××事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は××円です。活動計算書に 計上した額××円及び期末残高××円との 差額××円は前受助成金として貸借対照表 に負債計上しています。
合 計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理を
した場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は「備
考」欄に記載する

7. 固定資産の増減内訳

(単位：円)						
科 目	期首取得価額	取 得	減 少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産						
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
投資その他の資産						
.....	×××	×××	×××	×××		×××
合 計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

8. 借入金の増減内訳

(単位：円)				
科 目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合 計	×××	×××	×××	×××

9. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下のとおりです。

(単位：円)		
科 目	計算書類に計 上された金額	内役員及び近 親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	×××	×××
委託料	×××	×××
活動計算書計	×××	×××
(貸借対照表)		
未払金	×××	×××
役員借入金	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××

(様式例)

〇〇年度 財産目録

年 月 日現在

(特定非営利活動法人の名称)
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
××銀行普通預金	×××		
未収金			
××事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産			
××銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

口座番号の記載は
不要基本的に貸借対照表上の金額と同じ金
額を記載する金銭評価ができない資産については
「評価せず」として記載できる

(様式例)

前事業年度の年間役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

役 名	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	就 任 期 間	報酬を受けた 期 間
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日

(備考)

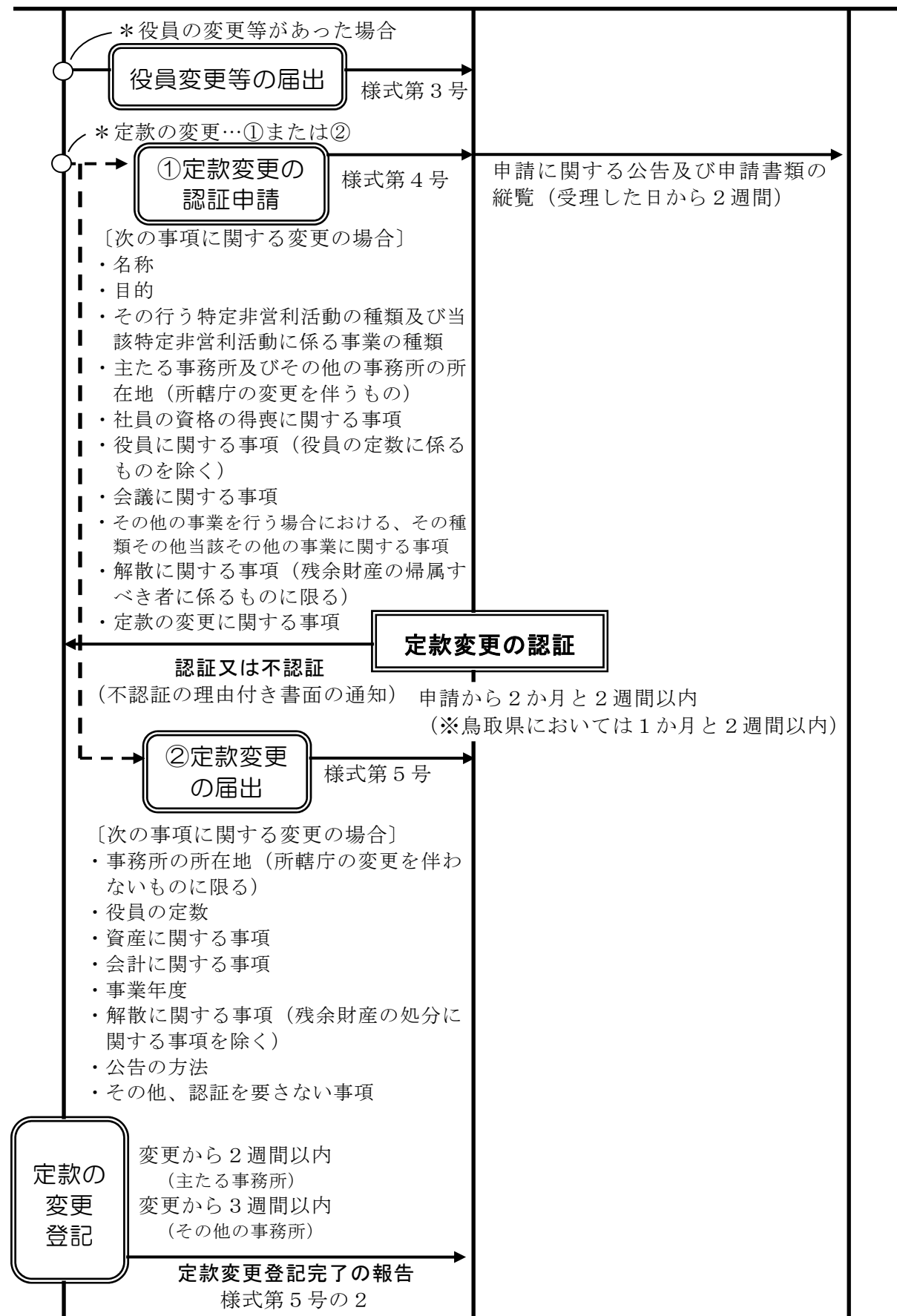
- 1 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
前事業年度中に在籍していた役員（中途辞任・新任等を含む）全てを記載すること。
- 2 「住所又は居所」の欄には、鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 3 「就任期間」の欄には、左に記載された役員全員について記載すること。
- 4 「報酬を受けた期間」の欄については、報酬を受けたことがある役員のみについて記載すること。

3. 役員変更等の流れ

特定非営利活動法人

所轄庁（鳥取県）

県民等



提出書類一覧表

* 役員変更等の届出

提出書類	部数	参照
※ 役員変更等届出書（様式第3号）	1部	P 5 2
1 変更後の役員名簿	1部	P 2 5
（以下は、役員が新たに就任した場合のみ。）		
2 役員の就任承諾書及び誓約書の謄本（コピー）	1部	P 2 6
3 住所及び居所を証する書面（住民票等：ただし、鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）	1部	—

* 定款変更の認証申請

提出書類	部数	参照
※ 定款変更認証申請書（様式第4号）	1部	P 5 3
1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）	1部	P 3 0
2 変更後の定款	1部	—
3 定款変更の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（活動の種類又は事業内容の変更に係る場合のみ） （「収支計算書」を使用している法人は「活動計算書」への切替をお願いします）	1部	P 3 3 P 3 4
4 定款の変更前後の記載事項の変更箇所を明らかにした新旧対照表	1部	—
5 （以下は、所轄庁の変更を伴う定款変更の場合のみ。）		
(1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	1部	P 2 5
(2) 確認書（宗教活動等を主たる目的とする団体等でないことを確認した書面）	1部	P 2 8
(3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は、設立の時の事業計画書、活動予算書及び財産目録）	1部	—

* 定款変更の届出

提出書類	部数	参照
※ 定款変更届出書（様式第5号）	1部	P 5 4
1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）	1部	P 3 0
2 変更後の定款	1部	—
3 定款の変更前後の記載事項の変更箇所を明らかにした新旧対照表	1部	—

* 定款変更の登記完了に伴う提出

提出書類	部数	参照
※ 定款変更登記完了提出書（様式5号の2）	1部	P 5 5
1 登記事項証明書	1部	—

提出書類は基本的に押印不要です（議事録については貴法人の定款の定めによります）。

また提出する謄本（コピー）についても原本証明は不要です。

ただし、法務局への登記手続には、押印のある議事録が必要となる場合があります。（代表者を社員総会又は理事会において定めている場合等）。詳しくは鳥取地方法務局へお問合せください。

様式第 3 号（第 5 条関係）

（（特例）認定）特定非営利活動法人役員変更等届出書

職 氏 名 様

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（第 6 2 条において準用する同法第 5 2 条第 1 項の規定により読み替えて適用する同法）第 2 3 条第 1 項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
代表者の氏名
電話番号

記

変更年月日 変 更 事 項	役 名	フリガナ 氏 名	住所又は居所

注

- 1 「変更事項」の欄には、新任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を明記すること。
- 2 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 3 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところにより、それぞれの都道府県知事に届け出ること。

添付書類

- 1 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、当該役員について、住所又は居所を証する書面（鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第 3 条第 3 項の規定の適用を受ける場合を除く。）並びに特定非営利活動促進法第 2 0 条各号に該当しないこと及び同法第 2 1 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 2 変更後の役員名簿

様式第4号（第6条関係）

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、当法人の定款を変更することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 名 称
代表者の氏名
電話番号

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更予定年月日

注

所轄庁の変更を伴う定款変更の場合には、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出すること。

添付書類

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款
- 3 定款の変更が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書
- 4 定款の変更前後の記載事項の変更箇所を明らかにした新旧対照表
- 5 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合には、次の書類
 - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）

様式第 5 号（第 6 条関係）

特定非営利活動法人定款変更届出書

職 氏 名 様

当法人の定款を下記のとおり変更したので、特定非営利活動促進法（第 6 2 条において準用する同法第 5 2 条第 1 項により読み替えて適用する同法）第 2 5 条第 6 項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
代表者の氏名
電話番号

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更年月日

注

2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところにより、それぞれの都道府県知事に届け出ること。

添付書類

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款
- 3 定款の変更前後の記載事項の変更箇所を明らかにした新旧対照表

様式第5号の2（第6条関係）

特定非営利活動法人定款変更登記完了提出書

職 氏 名 様

当法人の定款の変更に係る登記を完了したので、特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法）第25条第7項の規定により、登記事項証明書を提出します。

年 月 日

郵便番号
住 所
提出者 名 称
代表者の氏名
電話番号

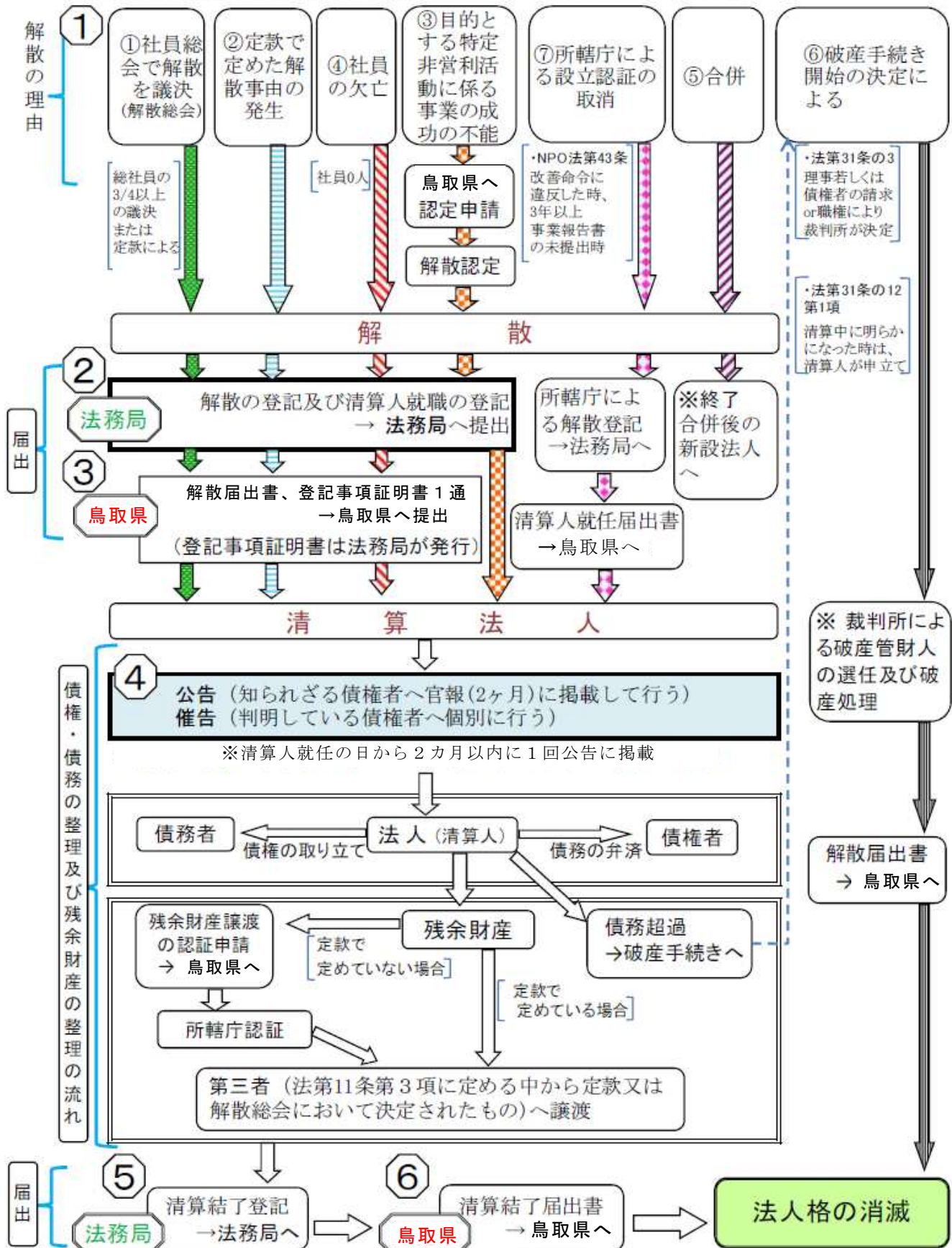
注

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところによりそれぞれの都道府県知事に提出すること。

添付書類 定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書

4. 解散の流れ

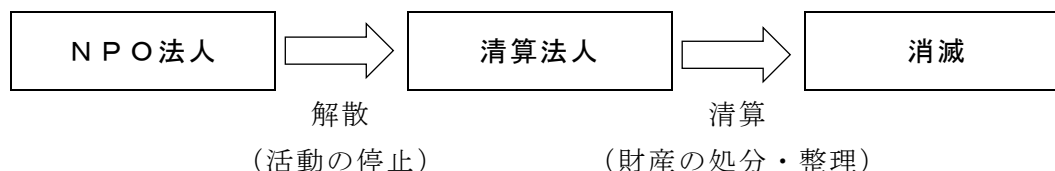
特定非営利活動法人を解散する場合は、以下の手続きが必要となります。



NPO法人の解散と清算手続き

NPO法人は、総会での議決・所轄庁の認証等一定の手続きを経て、解散することができます。解散とは、一般的に、法人がその目的である本来の活動をやめて、財産関係を清算する状態になることをいいます。

債権・債務整理を行い、残余財産を帰属先に引渡して清算が完結したのちに、所轄庁にその旨を届け出ることで法人が消滅します。



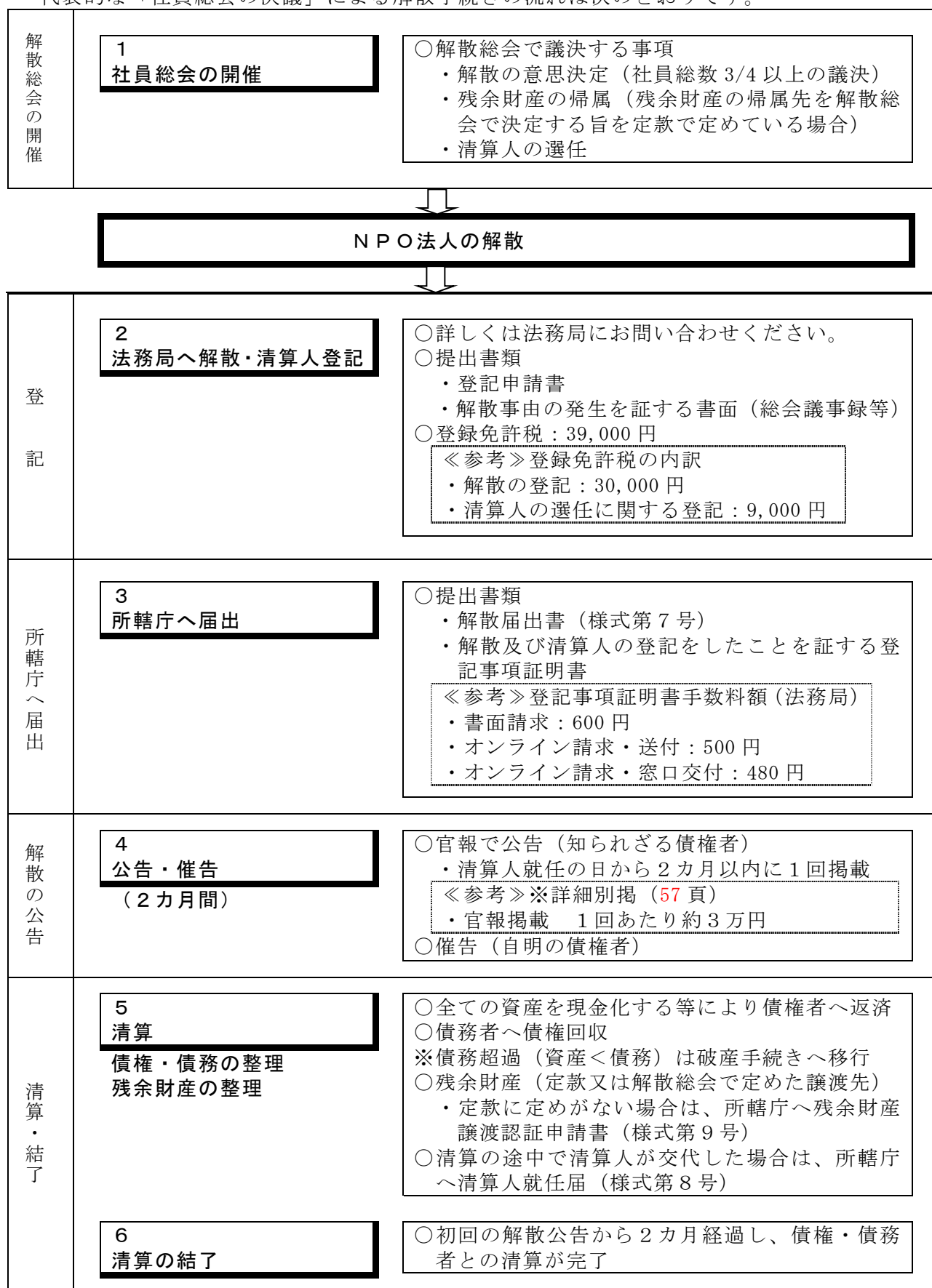
(1) 解散の事由

NPO法人は、次のような事由によって解散します（NPO法第31条第1項）。

解散の事由		内 容
1	社員総会の決議	社員の自主的な判断で解散することができます。 総社員の4分の3以上の承諾による決議が必要です(定款に解散決議の要件が別途定められている場合を除く)。
2	定款で定めた解散事由の発生	解散事由は、定款で自由に定めることができます。 NPO法で定めたもの以外に解散の要件を規定(例:あらかじめ解散の時期を定めたり、社員数が一定の数以下になったときに解散する旨を定めることが)できます。
3	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	何らかの事情により、目的とする事業の達成が不能になった場合に、所轄庁の「認定」を受けて解散することができます。 「不能」の適否は、法人の主観的な判断によるものではなく、客観的な事実に基づいて判断することになります。
4	社員の欠亡	社員が1人もいなくなった場合、解散となります。 社員が10人を下回った場合に、自動的に解散となるわけではありません。
5	合併	吸収合併の場合、一方の法人が解散となります。 新設合併の場合、全ての法人が解散となります。
6	破産手続開始の決定	債務を完済できなくなり、裁判所が破産手続開始の決定をした場合です。
7	認証の取消し	法人が改善命令に違反した場合で、他の方法により監督の目的を達成することができないときや、3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わない等により、所轄庁が認証の取消すことがあります。

(2) 解散手続きの流れ

代表的な「社員総会の決議」による解散手続きの流れは次のとおりです。



結了登記	7 法務局へ清算結了登記 ○詳しくは法務局にお問い合わせください。 ○提出書類 ・ 登記申請書 ○登録免許税：2,000 円／件
所轄庁へ届出	8 所轄庁へ届出 ○提出書類 ・ 清算結了届出書（様式第 10 号） ・ 清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書（閉鎖事項弁部証明書） ≪参考≫登記事項証明書手数料額（法務局） ・ 書面請求：600 円 ・ オンライン請求・送付：500 円 ・ オンライン請求・窓口交付：480 円



消 滅

（３）公告の手続き

解散した場合の公告は、必ず官報に掲載して行わなければいけません（NPO法第 31 条の 10 第 4 項）。また、公告期間や掲載内容についても規定されています（NPO法第 31 条第 1 項）。

ア 公告について

知られざる債権者に解散する旨を告げ、清算できるよう告知しなければいけません。

そのために、清算人は就任した日から遅延なく、官報及び定款に定めた方法によって公告しなければいけません。解散公告は必ず官報への公告が必要です。

イ 公告文作成例

官報の掲載には、約 3 万円の料金がかかります。

* 料金は掲載する行数によって変わります

1 行 3,263 円（税別）／1 行 22 文字詰め

（参考）インターネットからの申込ができます

「Google」や「Yahoo!」等で「官報公告 申込」で検索し、全国官報販売協同組合のホームページからフォーム入力やメール、ファクシミリ等での申込みができます。

全国官報販売協同組合

URL：<https://www.gov-book.or.jp/>

公告文作成例

解散公告

当法人は、○年○月○日開催の社員総会の決議により解散しましたので、当法人に債務を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

○年○月○日

鳥取県○市○町○丁目○番地○号

特定非営利活動法人○○○

清算人○○○

ウ 官報について

官報は「法令の公布紙・国の広報誌」として発行されている全国紙です。NPO法では、解散の公告は官報で行うことと規定されています。公告の方法や掲載料については、官報販売所（鳥取県の官報販売所は次のとおり）にお問い合わせください。

鳥取県官報販売所（鳥取今井書店）

〒680-0874 鳥取県鳥取市叶 313-6（今井書店鳥取外商部内）

電話番号 0857-23-1213

ファクシミリ 0857-53-4395

（４）残余財産

法人が解散した場合、債権・債務管理を行います。最終的に法人の手元に残った財産のことを「残余財産」といいます。

残余財産は、公益性の高い法人に帰属させる必要があります。そのため、NPO法第11条第3項に掲げる次の者に譲渡しなければいけません。

- | | |
|------------------|----------|
| ① NPO法人 | ④ 学校法人 |
| ② 国または地方公共団体 | ⑤ 社会福祉法人 |
| ③ 公益社団法人又は公益財団法人 | ⑥ 更生保護法人 |

ア 残余財産の帰属先を定款で定めている場合（NPO法第32条第1項）

定款の規定に従って、残余財産を処分します。残余財産の帰属先として、定款に具体的な団体名を規定している場合は当該団体に、解散総会で選定する旨を規定している場合は当該総会で選んだ団体に譲渡してください。

イ 残余財産の帰属先を定款で定めていない場合（NPO法第32条第2項）

清算人は所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡することができます。

解散総会で帰属先を議決することはできません。残余財産の帰属先について定款に定めがなく、国又は地方公共団体を除くNPO法に定める他の法人へ譲渡する場合は、解散前に社員総会を開催し、定款に具体的な帰属先を明記するための定款変更認証申請を行う必要があります。

ウ 上記方法で処分されない場合（NPO法第32条第3項）

上記ア・イで処分できない財産は、国庫に帰属することになります。

（５）NPO法人活動の休止

NPO法では、NPO法人の活動休止制度はありません。活動を中止する場合でも、年1回の社員総会の開催や事業年度終了後の事業報告書等の提出など、NPO法で定められている義務は免除されません。

そのため、NPO法で定められている義務に違反した場合、罰則（過料処分や認証取消処分）を受けることがありますので注意してください。

なお、解散せずに法人を放置しておくことで、法人社員間の連絡が取れなくなり、解散総会の開催が困難となったり、休眠NPO法人が犯罪に悪用される事例等があります。今後長期間に渡り活動する見込みのない場合は、解散についてご検討ください。

提 出 書 類 一 覧 表

※解散の認定申請（５５頁（１）解散事由３：「事業の成功の不能」のときのみ提出）

提 出 書 類	部数	参照
※ 解散認定申請書（様式第６号）	１部	P 6 2
１ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面	１部	—

※解散の届出

提 出 書 類	部数	参照
※ 解散届出書（様式第７号）	１部	P 6 3
１ 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	１部	—

※清算人就任の届出（清算中に就任（清算人変更等）した清算人がいる場合のみ提出）

提 出 書 類	部数	参照
※ 清算人就任届出書（様式第８号）	１部	P 6 4
１ 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	１部	—

※残余財産譲渡の認証申請

提 出 書 類	部数	参照
※ 残余財産譲渡認証申請書（様式第９号）	１部	P 6 5

※清算終了の届出

提 出 書 類	部数	参照
※ 清算終了届出書（様式第１０号）	１部	P 6 6
１ 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書（閉鎖事項全部証明書）	１部	—

様式第 6 号（第 8 条関係）

特定非営利活動法人解散認定申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第 31 条第 2 項の規定により、当法人の解散について認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 名 称

代表者の氏名

電話番号

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

添付書類 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面

様式第7号（第8条関係）

特定非営利活動法人解散届出書

職 氏 名 様

当法人は下記のとおり解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

清算人の氏名

電話番号

記

1 解散年月日

2 解散の理由

3 残余財産の処分方法

添付書類 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第 8 号（第 8 条関係）

特定非営利活動法人清算人就任届出書

職 氏 名 様

当法人に新たに清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第 31 条の 8 の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

清算人の氏名

電話番号

添付書類 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第 9 号（第 9 条関係）

特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第 3 2 条第 2 項の規定により、残余財産を譲渡することについて
認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 名 称

清算人の氏名

電話番号

記

1 譲渡すべき残余財産

2 残余財産の譲渡を受ける者

注

残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合は、それぞれ譲渡する残余財産を記載すること。

様式第 10 号（第 10 条関係）

特定非営利活動法人清算終了届出書

職 氏 名 様

当法人の清算が終了したので、特定非営利活動促進法第 32 条の 3 の規定により、届け
出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

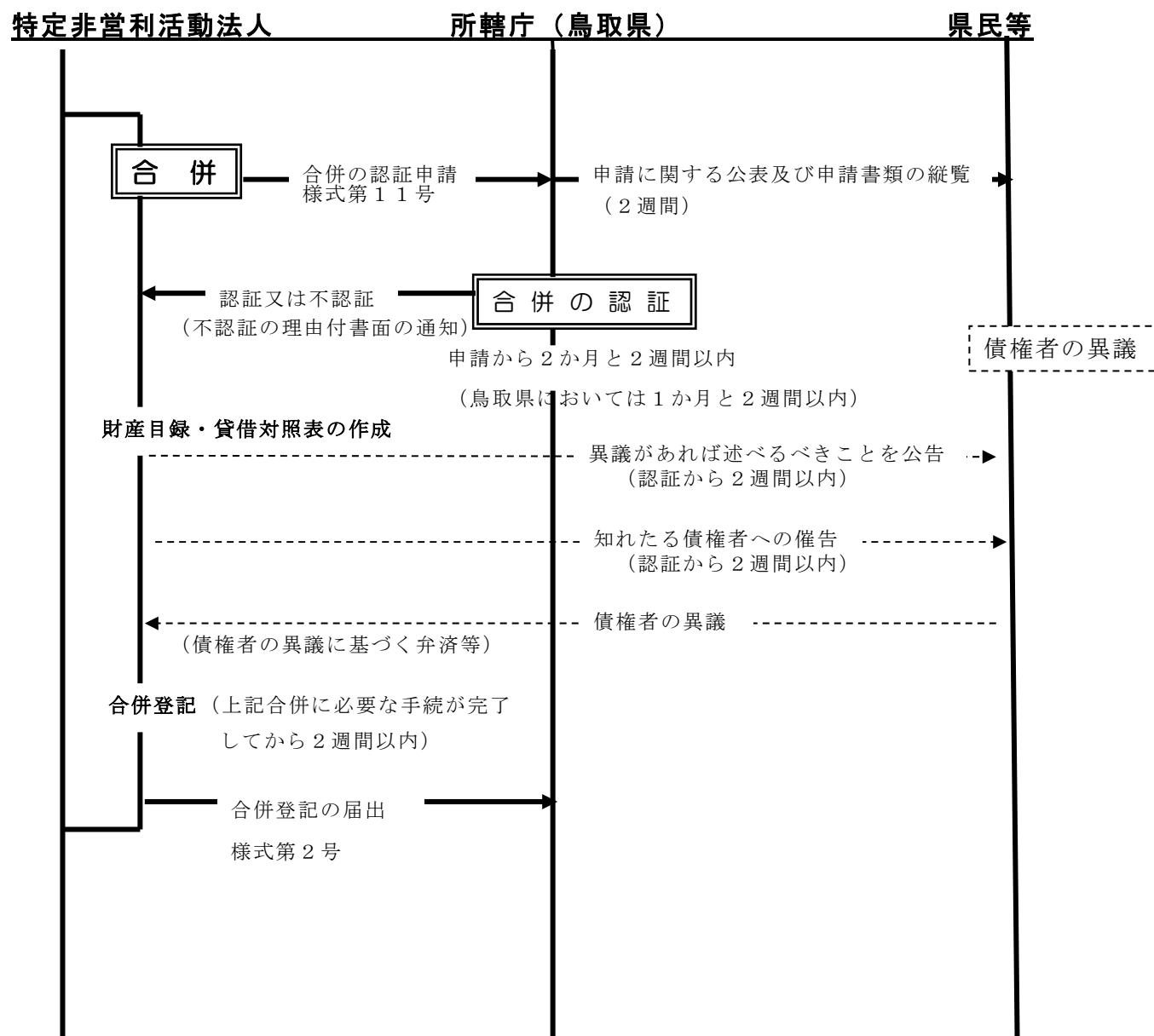
届出者 名 称

清算人の氏名

電話番号

添付書類 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

5. 合併の流れ



提出書類一覧表

* 合併の認証申請

提出書類	部数	参照
※ 合併認証申請書（様式第 1 1 号）	1 部	P 6 9
1 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（コピー）	1 部	P 3 0
2 定款	1 部	P 1 2
3 役員名簿（各役員の氏名、住所又は居所及び報酬の有無を記載した名簿）	1 部	P 2 5
4 各役員の就任と宣誓した書面の謄本（コピー）	1 部	P 2 6
5 各役員の住所又は居所を証する書面（住民票等：ただし、鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第 3 条第 3 項の規定の適用を受ける場合を除く。）	1 部	—
6 社員のうち 1 0 人以上の者の名簿	1 部	P 2 7
7 確認書（宗教活動等を主たる目的とする団体等でないことを確認した書面）	1 部	P 2 8
8 合併趣旨書	1 部	P 2 9
9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	1 部	P 3 2
10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（※当分の間は収支予算書でも可）	1 部	P 3 3

* 登記完了の届出

提出書類	部数	参照
※ 登記完了届出書（様式第 2 号）	1 部	P 3 6
1 登記事項証明書	1 部	—
2 定款	1 部	—
3 財産目録	1 部	—
4 社員名簿の閲覧及び公表に係る同意書	1 部	P 3 7

様式第 11 号（第 11 条関係）

特定非営利活動法人合併認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第 34 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人が合併することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

(甲)
郵便番号
住 所
名 称
代表者の氏名
申請者 電話番号
(乙)
郵便番号
住 所
名 称
代表者の氏名
電話番号

記

- 1 合併後存続する又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

添付書類

- 1 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
- 2 定款
- 3 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- 4 各役員が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 5 各役員の住所又は居所を証する書面（鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第 3 条第 3 項の規定の適用を受ける場合を除く。）
- 6 社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面
- 8 合併趣旨書
- 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

法 令 集

- ◎ 特定非営利活動促進法
- ◎ 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例
- ◎ 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則
- ◎ 組合等登記令（抄）
- ◎ 鳥取県非営利公益活動促進条例

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

(原則)

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、

当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

- 2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（住所）

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

（所轄庁）

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

第二節 設立

（設立の認証）

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

- 2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除い

たもの。第二号において「特定添付書類」という。)を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 特定添付書類に記載された事項

3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。

4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五 社員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

九 会計に関する事項

十 事業年度

十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

十二 解散に関する事項

十三 定款の変更に関する事項

十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

一 国又は地方公共団体

二 公益社団法人又は公益財団法人

三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

(認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。

二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）

ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

- 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。
- 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。
- 3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

（意見聴取等）

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

（成立の時期等）

- 第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
- 2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

（財産目録の作成及び備置き）

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

（通常社員総会）

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

（臨時社員総会）

- 第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。
- 2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

（社員総会の招集）

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

（社員総会の権限）

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

（社員総会の決議事項）

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（社員の表決権）

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

（表決権のない場合）

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

（社員総会の決議の省略）

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

（役員の定数）

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

（理事の代表権）

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

（業務の執行）

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

（理事の代理行為の委任）

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

（利益相反行為）

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

（監事の職務）

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるものの

(役員親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員欠員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員任期)

第二十四条 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営

利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。
- 5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
- 6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。
- 3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 役員名簿

三 定款等

(貸借対照表の公告)

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものとする公告の方法をいう。以下この条において同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がない

こと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

（事業報告書等の提出）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

（解散事由）

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

一 社員総会の決議

二 定款で定めた解散事由の発生

三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

四 社員の欠亡

五 合併

六 破産手続開始の決定

七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散の決議）

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（特定非営利活動法人についての破産手続の開始）

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の特定非営利活動法人の能力）

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものとあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

- 2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

- 2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

- 3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- 2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があつたときは、公開により行うよう努めなければならない。
- 4 所轄庁は、前項の規定による請求があつた場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第**四号**に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足る相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足る相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。
- 一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間

をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

（認定の基準）

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（（１）に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（（２）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（２）及び（３）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

（１）総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（１）において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

（２）受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

（３）社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち（２）に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に

- 掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。
- 二 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。
- イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）
- ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、（４）に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）
- （１）会員等
- （２）特定の団体の構成員
- （３）特定の職域に属する者
- （４）特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動
- 三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。
- （１）当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者
- （２）特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者
- ロ 各社員の表決権が平等であること。
- ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。
- ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。
- 四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 次に掲げる活動を行っていないこと。
- （１）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- （２）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
- （３）特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。

- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
 - 五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。
 - イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
 - ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類
 - 六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。
 - 七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
 - 八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。
 - 九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（欠格事由）

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

- 一 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

- ニ 暴力団の構成員等
- 二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの
- 三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
- 四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの
- 五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの
- 六 次のいずれかに該当するもの
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

- 一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長
- 二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

(認定の通知等)

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

- 2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。
 - 一 名称
 - 二 代表者の氏名
 - 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
 - 四 当該認定の有効期間
 - 五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項
- 3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
 - 一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等
 - 二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し
 - 三 認定に関する書類の写し

(名称等の使用制限)

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(認定の有効期間及びその更新)

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行うとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧)

第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に」とする。

2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る部分を除くことができる。

(代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等)

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

（認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧）

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。
 - 一 前事業年度の寄附者名簿
 - 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - 三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
 - 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類
- 3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りではない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員報酬規程等の公開）

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

（認定の失効）

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

- 一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。
- 二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
- 三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

- 2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

（特例認定）

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

- 2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

（特例認定の基準）

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

- 一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。
- 二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

- 三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

（特例認定の有効期間）

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

（特例認定の失効）

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じた

ときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。

二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。

四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。

4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。

5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

（報告及び検査）

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるとき

は、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

（勧告、命令等）

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
- 5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。
- 6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第

四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

- 一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長
- 二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

(その他の事業の停止)

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は特例認定の取消し)

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。

- 一 第四十七条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するとき。
- 二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。
- 四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき。

3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。

4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し(第六十九条において「認定の取消し」という。)及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し(同条において「特例認定の取消し」という。)について準用する。

(所轄庁への意見等)

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足る相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

- 一 警視総監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由
- 二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

(所轄庁への指示)

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

(情報の提供等)

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

(協力依頼)

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)

第七十四条 第十条第一項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第四項の規定による提出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第二項（第五十一条第五項、第五十八条第二項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。））、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合においては、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）
第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

（実施規定）

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事

項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表 (第二条関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

附 則 (平成二三年六月二二日法律七〇号) 抄
(事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置)

第六条 (略)

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。

3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

4 (略)

附 則 (平成二八年六月七日法律第七〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(平成二十から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日

二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一条を加える改正規定及び第八

十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日＝平成二十九年四月一日)

(認証の申請に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第二項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(事業報告書等に関する経過措置)

第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

(貸借対照表の公告に関する経過措置)

第四条 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、第二号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。

(認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置)

第五条 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

(役員報酬規程等に関する経過措置)

第六条 新法第五十四条第二項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類については、なお従前の例による。

(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)

第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項（新

法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人(以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。)による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

(仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

(仮認定の申請に関する経過措置)

第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

(処分等の効力)

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十六条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動(新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。)を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (令和二年法律第七十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(認証の申請に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下この条及び次条において「新法」という。）第十条第二項から第四項まで（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(書類の提出に関する経過措置)

第三条 新法第五十五条第一項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、新法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第五条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。
第二十四条の三を削る。
別表の十二の三の項を削る。

(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた認証の申請があった場合における前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(情報通信技術の利用のための措置)

第八条 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例

平成 10 年 10 月 1 日
鳥取県条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定非営利活動に含まれる活動)

第 1 条の 2 法別表第 20 号の条例で定める活動は、鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動とする。

(設立の認証の申請)

第 2 条 法第 10 条第 1 項の規定による設立の認証を受けようとする者は、規則で定める申請書に同項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(役員の住所又は居所を証する書面)

第 3 条 法第 10 条第 1 項第 2 号ハ(法第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。)に規定する役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第 12 条第 1 項に規定する住民票の写し

(2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限を有する官公署が発給する文書(当該文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付したもの)

2 前項各号に掲げる書面は、申請の日前 6 月以内に作成されたものでなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、知事が当該役員に係る本人確認情報(住民基本台帳法第 30 条の 6 第 1 項に規定する本人確認情報をいう。)を利用する場合は、前条の申請書には、第 1 項第 1 号に掲げる書面を添付することを要しない。

(補正できる軽微な不備)

第 4 条 法第 10 条第 4 項(法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない誤記、誤字又は脱字とする。

(認証期間)

第 5 条 法第 12 条第 2 項(法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める期間は、1 月とする。

(社員総会の議事録)

第 6 条 特定非営利活動法人は、書面又は電磁的記録(法第 14 条の 9 第 1 項に規定する電磁的記録をいう。)をもって社員総会の議事録を作成しなければならない。

2 特定非営利活動法人は、法第 14 条の 9 第 1 項の規定により社員総会の決議があつたものとみなす場合は、当該社員総会の議事録に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 社員総会の決議があつたものとみなす事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があつたものとみなす日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(定款の変更の認証申請及び届出)

第7条 法第25条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に同条第4項に定める書類(所轄庁の変更を伴う定款変更の場合にあつては、法第26条第2項に定める書類)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第25条第6項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出は、規則で定める届出書に法第25条第6項に定める書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

(事業報告書等の提出)

第8条 法第29条(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による事業報告書等の提出は、規則で定める提出書に法第28条第1項に規定する事業報告書等を添えて、毎事業年度初めの3月以内に知事に提出して行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第9条 法第30条の規定による書類の閲覧及び謄写は、規則で定めるところにより行うものとする。

2 法第30条の規定により書類の謄写を請求する者は、規則で定めるところにより、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(合併の認証の申請)

第10条 法第34条第3項の規定による合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 法第10条第1項各号に掲げる書類
- (2) 法第34条第4項に規定する社員総会の議事録の謄本

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第11条 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

(認定の申請)

第12条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に同条第2項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、法第45条第1項第1号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、法第44条第2項第1号に掲げる書類を添付することを要しない。

(認定の公示)

第13条 法第49条第2項第5号(法第51条第5項、第62条及び第63条第5項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める事項については、規則で定める。

(認定の有効期間の更新申請)

第14条 認定特定非営利活動法人は、法第51条第1項に規定する有効期間の更新を受けようとするときは、規則で定める申請書に法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(定款等の提出)

第15条 法第52条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に同項に定める書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第 16 条 法第 55 条第 1 項(法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に同項に定める書類を添えて、毎事業年度初めの 3 月以内に知事に提出して行わなければならない。ただし、既に知事に提出されている法第 54 条第 2 項第 2 号に掲げる書類の内容に変更がないときは、その書類の提出を省略することができる。

2 法第 55 条第 2 項(法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に法第 54 条第 3 項又は第 4 項に規定する書類を添えて、当該書類を事務所に備え置いた後遅滞なく知事に提出して行わなければならない。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第 17 条 法第 56 条(法第 62 条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による書類の閲覧及び謄写は、規則で定めるところにより行うものとする。

2 法第 56 条の規定により書類の謄写を請求する者は、規則で定めるところにより、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(特例認定の申請)

第 18 条 法第 58 条第 1 項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に法第 44 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(合併の認定の申請)

第 19 条 法第 63 条第 1 項又は第 2 項の規定により合併について認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、第 10 条の規定による申請書の提出と同時に、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第 20 条 法第 74 条に規定する手続については、規則で定めるところにより、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 6 条から第 8 条までの規定を適用する。

2 法第 75 条に規定する作成、備置き及び閲覧については、規則で定めるところにより、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 16 年法律第 149 号)第 3 条から第 5 条までの規定を適用する。

(規則への委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

(以下略)

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則

平成10年11月27日

鳥取県規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)及び鳥取県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年10月鳥取県条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立認証申請書)

第2条 条例第2条の規則で定める申請書は、様式第1号のとおりとする。

(公告等公表)

第3条 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、鳥取県公報公表は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

2 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公衆の縦覧は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

(設立又は合併の登記の届出)

第4条 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の届出書は、様式第2号のとおりとする。

(役員の変更等の届出)

第5条 法第23条第1項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第3号の届出書を知事に提出して行わなければならない。

(定款の変更の認証申請書等)

第6条 条例第7条第1項の規則で定める申請書は、様式第4号のとおりとする。

2 条例第7条第2項の規則で定める届出書は、様式第5号のとおりとする。

3 法第25条第7項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登記事項証明書の提出は、様式第5号の2の提出書に登記事項証明書を添えて知事に提出して行わなければならない。

(事業報告書等の提出等)

第7条 条例第8条の規則で定める提出書は、様式第5号の3のとおりとする。

2 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の閲覧は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 閲覧は、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局及び東部地域振興事務所において行うものとする。

- (2) 閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。
 - (3) 鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日その他知事が特に必要と認める日においては、閲覧を行わないものとする。
 - (4) 閲覧をしようとする者は、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。
 - (5) 閲覧をする書類は、閲覧の場所の外に持ち出してはならない。
- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の閲覧の中止を命ずることができる。
- (1) 職員の指示に従わない者
 - (2) 閲覧をする書類を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある者
 - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者
- 4 知事は、条例第9条第1項及び第17条第1項の書類について、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)及び鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の趣旨を踏まえてインターネットを利用する方法により公表することができる。
- 5 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の謄写(以下「謄写」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。
- (1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、元気づくり総本部元気づくり推進局参画協働課、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局又は東部地域振興事務所に提出し、又は送信するものとする。
 - (2) 謄写は、複写機により用紙に出力したもの若しくはスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R若しくはDVD-R)に複写したものの交付又はスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信の方法により行うものとする。
- 6 謄写の請求をする者が条例第9条第2項及び第17条第2項の規定により負担しなければならない費用の額は、鳥取県情報公開条例施行規則(平成12年鳥取県規則第8号)第8条の規定の例により算定した額とする。

(解散の認定の申請等)

第8条 法第31条第2項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、様式第6号の申請書を提出しなければならない。

2 法第31条第4項の規定による届出は、様式第7号の届出書により行うものとする。

3 法第31条の8の規定による届出は、様式第8号の届出書により行うものとする。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第9条 法第32条第2項の認証を受けようとする清算人は、様式第9号の申請書を提出しなければならない。

(清算終了の届出)

第10条 法第32条の3の規定による届出は、様式第10号の届出書により行うものとする。

(合併認証申請書)

第11条 条例第10条の規則で定める申請書は、様式第11号のとおりとする。

(身分証明書)

第12条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の職員の身分を示す証明書は、様式第12号のとおりとする。

(認定等の申請書)

第13条 条例第12条及び第18条の規則で定める申請書は、様式第13号のとおりとする。

(認定等の公示)

第14条 法第49条第2項(法第51条第5項、第62条及び第63条第5項において準用する場合を含む。)、第53条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)及び第57条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による公示は、インターネットを利用する方法のほか、鳥取県公報により行うものとする。

2 条例第13条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(1) 法第44条第1項の認定、法第51条第2項の更新又は法第63条第1項の認定(以下「認定等」という。)の場合 当該認定等の日より前に法第44条第1項の認定を受けていた期間及び当該認定等を受ける特定非営利活動法人のホームページアドレス

(2) 法第58条第1項の仮認定特例認定又は法第63条第2項の認定の場合 当該仮認定特例認定又は認定を受ける特定非営利活動法人のホームページアドレス

(認定の更新の申請書)

第15条 条例第14条の規則で定める申請書は、様式第14号のとおりとする。

(定款等の提出書)

第16条 条例第15条の規則で定める提出書は、様式第15号のとおりとする。

(代表者の氏名の変更の届出)

第17条 法第53条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第16号の届出書を知事に提出して行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出書)

第18条 条例第16条第1項の規則で定める提出書は、様式第17号のとおりとする。

2 条例第16条第2項の規則で定める提出書は、様式第18号又は様式第19号のとおりとする。

(合併の認定申請書)

第19条 条例第19条の規則で定める申請書は、様式第20号様式第19号のとおりとする。

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第20条 法第74条に規定する手続について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条及び第8条の規定を適用する場合は、鳥取県行政手続等に

における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第73号)第4条、第6条及び第8条の規定の例による。

2 法第75条に規定する作成、備置き及び閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条から第5条までの規定を適用する場合は、鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年鳥取県規則第73号)第3条から第6条までの規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年12月1日から施行する。

(以下略)

様式第1号（第2条関係）

特定非営利活動法人設立認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住所又は居所
申請者
氏 名
電話番号

記

- （フリガナ）
- 1 特定非営利活動法人の名称
（フリガナ）
 - 2 代表者の氏名
 - 3 主たる事務所の所在地
 - 4 その他の事務所の所在地
 - 5 定款に記載された目的

添付書類

- 1 定款
- 2 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- 3 各役員が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 4 各役員の住所又は居所を証する書面（鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）
- 5 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 6 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 設立趣旨書
- 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 9 設立の初年及び翌年（事業年度を設ける場合には、当初の事業年度及び翌事業年度。以下同じ。）設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

様式第 2 号（第 4 条関係）

特定非営利活動法人設立（合併）登記完了届出書

職 氏 名 様

設立（合併）の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（第 39 条第 2 項において準用する同法）第 13 条第 2 項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
代表者の氏名
電話番号

- 添付書類
- 1 登記事項証明書
 - 2 定款
 - 3 財産目録

様式第 3 号（第 5 条関係）

（（特例）認定）特定非営利活動法人役員変更等届出書

職 氏 名 様

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（第 6 2 条において準用する同法第 5 2 条第 1 項の規定により読み替えて適用する同法）第 2 3 条第 1 項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
代表者の氏名
電話番号

記

変更年月日 変 更 事 項	役 名	フリガナ 氏 名	住所又は居所

注

- 1 「変更事項」の欄には、新任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を明記すること。
- 2 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 3 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところにより、それぞれの都道府県知事に届け出ること。

添付書類

- 1 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、当該役員について、住所又は居所を証する書面（鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第 3 条第 3 項の規定の適用を受ける場合を除く。）並びに特定非営利活動促進法第 2 0 条各号に該当しないこと及び同法第 2 1 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 2 変更後の役員名簿

様式第4号（第6条関係）

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、当法人の定款を変更することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 名 称
代表者の氏名
電話番号

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更予定年月日

注

所轄庁の変更を伴う定款変更の場合には、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出すること。

添付書類

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款
- 3 定款の変更が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書
- 4 定款の変更前後の記載事項の変更箇所を明らかにした新旧対照表
- 5 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合には、次の書類
 - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）

様式第5号（第6条関係）

特定非営利活動法人定款変更届出書

職 氏 名 様

当法人の定款を下記のとおり変更したので、特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法第52条第1項により読み替えて適用する同法）第25条第6項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
代表者の氏名
電話番号

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更年月日

注

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところにより、それぞれの都道府県知事に届け出ること。

添付書類

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款
- 3 定款の変更前後の記載事項の変更箇所を明らかにした新旧対照表

様式第5号の2（第6条関係）

特定非営利活動法人定款変更登記完了提出書

職 氏 名 様

当法人の定款の変更に係る登記を完了したので、特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法）第25条第7項の規定により、登記事項証明書を提出します。

年 月 日

郵便番号
住 所
提出者 名 称
代表者の氏名
電話番号

注

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところによりそれぞれの都道府県知事に提出すること。

添付書類 定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第 5 号の 3（第 7 条関係）

特定非営利活動法人事業報告書等提出書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法（第 6 2 条において準用する同法第 5 2 条第 1 項により読み替えて適用する同法）第 2 9 条の規定により、下記の書類を提出します。

年 月 日

郵便番号
住 所
提出者 名 称
代表者の氏名
電話番号

記

提出書類

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の財産目録
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の活動計算書
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

注

- 1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書の中でその他の事業を区分して表示し、その他の事業を行っていない場合には、脚注にその旨を記載し、又はその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載すること。
- 2 5 に掲げる書類には、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載すること。
- 3 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところにより、それぞれの都道府県知事に提出すること。

様式第 6 号（第 8 条関係）

特定非営利活動法人解散認定申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第 3 1 条第 2 項の規定により、当法人の解散について認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 名 称
代表者の氏名
電話番号

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

添付書類 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面

様式第7号（第8条関係）

特定非営利活動法人解散届出書

職 氏 名 様

当法人は下記のとおり解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
清算人の氏名
電話番号

記

- 1 解散年月日
- 2 解散の理由
- 3 残余財産の処分方法

添付書類 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第 8 号（第 8 条関係）

特定非営利活動法人清算人就任届出書

職 氏 名 様

当法人に新たに清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第 31 条の 8 の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
清算人の氏名
電話番号

添付書類 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第 3 2 条第 2 項の規定により、残余財産を譲渡することについて
認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 名 称
清算人の氏名
電話番号

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

注

残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合は、それぞれ譲渡する残余財産を記載すること。

様式第 10 号（第 10 条関係）

特定非営利活動法人清算終了届出書

職 氏 名 様

当法人の清算が終了したので、特定非営利活動促進法第 32 条の 3 の規定により、届け
出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
清算人の氏名
電話番号

添付書類 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第 11 号（第 11 条関係）

特定非営利活動法人合併認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第 34 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人が合併することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

(甲)
郵便番号
住 所
名 称
代表者の氏名
申請者 電話番号
(乙)
郵便番号
住 所
名 称
代表者の氏名
電話番号

記

- 1 合併後存続する又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

添付書類

- 1 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
- 2 定款
- 3 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- 4 各役員が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 5 各役員の住所又は居所を証する書面（鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第 3 条第 3 項の規定の適用を受ける場合を除く。）
- 6 社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面
- 8 合併趣旨書
- 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

様式第 1 2 号(第 1 2 条関係)

(表)

写 真	第 号 身 分 証 明 書 所 属 職 名 氏 名 上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項並びに第64条第1項及び第2項の規定により検査を行うことができる職員であることを証する。 年 月 日 職 氏 名
--	--

(裏)

特定非営利活動促進法(抜粋)	
(報告及び検査) 第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (報告及び検査) 第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。	

注 用紙は、縦 8 センチメートル、横 10 センチメートルとする。

組合等登記令（昭和39年政令第29号）（抄）

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（代理人の登記）

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

（解散の登記）

第七条 組合等が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（合併の登記）

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

第十一条から第十三条まで 削除

(登記の嘱託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所（第三号に規定する場合であつて当該決議によつて第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

2 組合等の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

3 前項に規定する場合において、同項の訴えに係る請求の目的に係る合併により第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各組合等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項に規定する登記を嘱託しなければならない。

4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号 に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号 に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（代理人の登記の申請）

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

- 2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

- 3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

（解散の登記の申請）

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

（合併による変更の登記の申請）

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（合併による設立の登記の申請）

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

（移行等の登記の申請）

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

（清算終了の登記の申請）

第二十三条 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面を添付しなければならない。

（登記の期間の計算）

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

別表

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法	代表権の範囲又は制限に関する定めが

	(平成十年法律第七号)	あるときは、その定め
--	-------------	------------

鳥取県非営利公益活動促進条例

平成 13 年 9 月 28 日

鳥取県条例第 50 号

名実ともに地方分権が進み、各地方においては、それぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われている。しかし、住民の価値観やニーズの多様化が著しく、また、少子高齢化、過疎化などの課題が深刻化している今日、市町村や都道府県だけで地域づくりを進めることには限界があることは明らかである。我が県は、人と人、人と地域との結びつきが強く、ボランティア活動など各種の社会活動への参加意欲も高いなど、住民が主体となった地域づくりに取り組んできた実績がある。今後、住民のニーズや地域の課題に対応し、個性豊かで活力に満ちた地域づくりを行うためには、地域の特性や実情に応じて、住民が主体的に自分たちの地域のことを考え、自ら実践していく取組に加え、住民、市町村及び県が連携、協力し合う協働を進めていく必要がある。地域づくりにおいて積極的に県民が参画することにより、県民が幸福に暮らすことのできる地域社会を実現するためには、非営利公益活動をより活発にし、非営利公益活動が県民からの信頼に応えられるようにならないといけない。このためには、非営利公益活動団体の協働の推進と支援の充実が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、非営利公益活動団体、県民及び県の責務を明らかにするとともに、非営利公益活動団体及び県民による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、もって県民の参画に基づく個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「非営利公益活動」とは、次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の増進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動

(20) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2 この条例において「非営利公益活動団体」とは、非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体であって、営利を目的としないものをいう。ただし、次に掲げる活動を行うものを除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3 この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県内に居住し、又は滞在する個人
- (2) 事業者（県内で事業又は活動を行う個人及び非営利公益活動団体以外の団体をいう。以下同じ。）

4 この条例において「協働」とは、非営利公益活動団体、県民、市町村及び県が非営利公益活動を実施するために、互いの特性及び資源の違いを踏まえ、対等の立場で連携し、協力することをいう。

（基本理念）

第3条 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、相互の役割を尊重し、互いの理解と信頼を深めるように努めなければならない。

2 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、非営利公益活動団体及び県民の自主性及び自律性を最大限尊重するとともに、多様な価値観に基づく非営利公益活動団体及び県民相互の利害の調整に努めなければならない。

3 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、それぞれの特性及び資源を活かした協働を行うことの有効性について認識を深めるよう努めなければならない。

（非営利公益活動団体の責務）

第4条 非営利公益活動団体は、自己の役割と責任を自覚し、自らの情報を積極的に公開することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるとともに、非営利公益活動への県民の参加及び協力が得られるよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、非営利公益活動に対する理解を深めるとともに、自己の役割と責任を自

覚し、自発的に非営利公益活動を行うよう努めなければならない。

（県の責務）

第6条 県は、市町村と連携を図りながら、非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 県は、市町村が非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施するよう促すほか、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体に関する情報を収集し、非営利公益活動団体及び県民が学習する機会を提供することにより、非営利公益活動に対する非営利公益活動団体及び県民の理解を深めるよう努めなければならない。
- 4 県は、非営利公益活動の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、非営利公益活動団体又は県民がそれぞれの特性及び資源を活かして非営利公益活動を行うことができるよう配慮しなければならない。
- 5 県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非営利公益活動と競合するおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、当該非営利公益活動の妨げとならないように配慮しなければならない。

（事業者が行う非営利公益活動の促進等）

第7条 県は、事業者が非営利公益活動を通じて果たす社会的貢献の意義に鑑み、その非営利公益活動の促進に努めるとともに、事業者との協働に努めなければならない。

（協働による業務の実施等）

第8条 県は、施策の策定及び実施に当たり非営利公益活動団体又は県民との協働が有効であると認めるときは、当該非営利公益活動団体又は県民と事業目的、役割分担等を十分に協議して業務を実施するよう努めなければならない。

- 2 県は、非営利公益活動団体又は県民との協働について職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

（非営利公益活動等に対する支援）

第9条 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体を支援するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 非営利公益活動に関する情報の提供
- (2) 非営利公益活動に関する相談に応ずる体制の整備
- (3) 非営利公益活動を支える人材の養成
- (4) 非営利公益活動に必要な知識及び技能の習得の機会の提供
- (5) 非営利公益活動団体相互の交流及び連携並びに非営利公益活動団体と県民との交流及び連携を図ることのできる機会の提供
- (6) 非営利公益活動を総合的に促進するための拠点の整備
- (7) 前各号に掲げるもののほか、非営利公益活動を促進するために必要な措置

（意見又は提案の聴取）

第10条 県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非営利公益活動を促進する施策の策定及び実施に当たっては、あらかじめ、非営利公益活動団体又は県民の意見又は提案を聴くよう努めなければならない。

- 2 非営利公益活動団体又は県民は、前項の規定による場合のほか、非営利公益活動に関

する県の施策に対する意見又は提案（非営利公益活動団体と協働して業務を実施することを求める提案を含む。）を知事に提出することができる。

- 3 知事は、前2項の規定による意見又は提案の提出があったときは、遅滞なく、当該意見又は提案の内容及びこれらに対する県の意見を取りまとめ、公表しなければならない。

（就業環境の整備）

第11条 事業主は、労働者が非営利公益活動に参加しやすい就業環境の整備に努めなければならない。

- 2 知事は、非営利公益活動に参加しやすい就業環境の整備を図るために必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な報告を求めることができる。

（規則への委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

- 2 知事は、平成29年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

諸手続に関するお問い合わせ先

鳥取県東部地域振興事務所東部振興課

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目 176

TEL:0857-20-3659 FAX:0857-20-3656

鳥取県中部総合事務所県民福祉局中部振興課

〒682-0802 倉吉市東巖城町 2

TEL:0858-23-3177 FAX:0858-23-3425

鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部振興課

〒683-0054 米子市糺町一丁目 160

TEL:0859-31-9694 FAX:0859-31-9639



特定非営利活動法人の手引き（令和4年11月改訂版）

作成・編集 鳥取県地域づくり推進部

県民参画協働課

電話 0857-26-7070